

◎開議の宣告

(午前9時59分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎一般質問

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行います。

議員各位並びに当局は、簡潔な質問・答弁に留意され、実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

質問項目が複数ある場合には最初一括して質問し、2回目からは項目ごとに質問するか、または一括して質問するかは質問者の裁量で質問していただくことにいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内とします。

質問は一般質問者席についてから開始し、終了時間は議長がお知らせをいたします。

よろしく申し上げます。

順番に発言を許可いたします。

11番、鈴木征君の一般質問を許可いたします。

11番、鈴木征君。

〔11番 鈴木 征君 登壇〕

○11番（鈴木 征君） それでは、通告に基づきまして、2点ほど質問させていただきます。

第1点であります。この朝日財産区内の貸付の集落との契約内容についてであります。昔話をしますが、私はあの、この問題について、今の当局、そして議員各位は、私はあの、7年前にこの質問をいたしました。是非、この町で、同じ町の中で、二つの財産管理がいいのかというようなことで質問した経緯がございます。そこで申し上げます。朝日財産区内の貸付地の集落の契約内容についての質問であります。当時、土地貸付契約は旧朝日村の観光を尊重し、榎戸部落の利益を図る目的をもって、朝日財産区管理者、当時、町長、飯塚政次氏でありました。それを甲として、大字榎戸字榎戸沢入1596の1番地の土地であります。榎戸区長、部落代表、当時、横山栄次郎を乙とした契約期間であります。その契約期間は3

0年とする。ただし期間内に、満了後30年経過した場合は更新することができるということで、契約年月が昭和36年12月20日に契約されております。その後以来、56年の経過が経っております。経っているということは経過してます。土地の賃貸契約の変更をその後なされたと思うんですよ。それで、その契約内容は、私は当時の昭和36年の12月20日の契約内容を見せていただきましたのが7年前に一般質問した時の内容でありますけれども、そこで、歴代の町長、今日まで7人の町長が携わられたわけでありまして。飯塚政次氏、菅家徳三郎氏、美馬繁治郎氏、飯塚岩夫氏。今生きておられるのは、健在なのは、渡部完爾氏、小沼昇氏、現町長の目黒氏であります。この件につきましては、この当時から携わった人はほとんど亡くなっております。集落でも、関係者が。この時、先頭に立って、この特別会計というか、契約されてこられた、お骨折りをいただいたのは、長浜の吉津議員であります。吉津議員は長く議員やられて、私が出る、立候補する前の前の選挙で立候補されませんでしたけれども、その間、助役をやられた中で、しかし、私の申し上げたいのは、今までその変更は何回かされたと思うんだけど、その変更内容をお聞きしたいなど。答弁あるでしょうけれども、答弁書を見ておりませんが、私はこの現状の記憶をされているのは、自治の継承性からいって、元助役やられた菅家氏ですね。これは財産管理の担当もやられ、総務課長もやられ、そして、町長、副町長等という経過がありますので、ほとんどこの内容については、行政を長くやられた一人として菅家三雄氏にいろいろお聞きした経緯もあります。町当局も菅家三雄氏に聞くほかないと。書類あるだけで、というようなことであろうというふうに思います。私はこの契約を、管理者と、そして電発で管理、契約されて、その金が入ってくると。その半分は財産区にやるというような方法であるのかなというふうに思います。そこで質問になるわけですが、契約内容に納得してない集落、檜戸の住民、役員の方々がおられます。集落の納得を得られる協議を進めて今日までこられたのか。内容等についてお伺いしてみたいなど。これが第1点目の、1回目の質問であります。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

もう1点。自主財源の確保と、というのあります。

○11番（鈴木 征君） 自主財源の確保の見通しについてであります。2点目です。

町営住宅の制度の運用によって、他町村に人口が流出している実例が見られるわけでありまして。町税にせよ、課税するには客体がなければ課税をすることができないわけでありまして。税収は減少していくわけでありまして。町営住宅は人口が増える運用をすべきと思いますが、

町長の考えをお聞きしたい。また、今後の取り組みについても聞いてみたいというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） それでは、鈴木議員にお答えいたします。

朝日財産区との契約についてであります。朝日財産区から集落への土地貸付契約については、現在12集落と締結しており、契約期間は平成33年12月19日までとなっております。このうち櫛戸沢入の山林は黒谷発電所からの送電線下にかかる土地契約であり、平成5年から3年更新で電源開発株式会社と契約を締結し、賃借料として3年分を一括払いとして朝日財産区特別会計への歳入として計上しております。歳出としまして関係する2集落、櫛戸区と下福井区であります。交付金として賃借料の2分の1の額を計上しております。平成28年度は契約の更新及び賃借料の支払いの年ですので、朝日財産区特別会計当初予算に計上しております。尚、賃借料の2分の1の交付につきましては、過去にその取り扱いについて関係者間で話し合いがもたれ、折半という高度な政治判断をした経過があります。この経過を重く受け止めて、平成25年の電源開発株式会社との契約更新時期に折半に関する協議を朝日財産区管理会と行い、意見調整をしながら一定のご理解をいただいております。それを踏まえて、平成28年度当初予算を朝日財産区管理会で認めていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、自主財源の確保と見通しということですが、公営住宅法に基づき建設された住宅は、住宅にお困りの方に健康で文化的な生活を営んでいただくためのものであり、入居者の所得要件も一定未満の方を対象としています。入居中に一定以上の所得になった場合は、法に基づき明け渡しをしなければならないこととされていますので、認定された方に対しては制度のご理解と必要に応じて住み替え可能な住宅の紹介等を行っております。町営住宅が人口増加のための一助となり、町に住み続けていただけるような施設として活用されるよう検討してまいるとともに、空き家の有効活用もできるような住環境の整備に努めてまいるといふことであります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今回の町長の答弁をお聞きしましたがけれども、私は再質問に交付額の

割合について、集落では納得していないということでもあります。集落と合意形成があったのかどうかということをお聞きするわけですが、ここに答弁書を見ながら申し上げますけれども、その後、私が申し上げた内容について、何回か更新されていたのかなというふうに受け止めております。同時に交付金として賃借料の2分の1をその関係集落にやっておったと。このことについて、2分の1でなく、やはり4・6とか7・3にできないのかという当初の話聞いていたわけでありまして。その2分の1の額、まったくここに書いてありますように、契約内容が2分の1でしょうから、2分の1なんでしょうけども、その後私は、前小沼町長あるいは今の町長にも申し上げましたけれども、集落の、あるいは財産区との仲立ちをしながら、解決というか話し合いできないのかなということを申し上げましたけれども、今の町長の答弁に理解いたします。

そこで、再質問をいたしますけれども、朝日財産区の、今、答弁をお聞きして、概ねの内容は理解できないとは言いませんけれども、理解できる内容なのかなというふうに受け止めたんですが、朝日財産区の特別会計当初予算書を見ましても、1,500万で泳いでおられるわけですが、その送電線下補償の集落交付金の中で、委員報酬23万5,000円ですか、旅費と、などの一般管理費しかないようでありますので、町村合併から56年以上が経過したので、今後の運営にあたっての考え方をお聞きしたいなど。町村合併から56年以上経過したので、今の現状でいくのかどうなのか。今後の運営にあたっての考え方をお聞きします。また、似たような考えで地縁団体があると思うが、これについて、内容と町内の現状をお聞きしたいよりも、教えていただきたいと思うわけです。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 朝日財産区に関しましては、度々、議員からもご質問いただいておりますし、また同じような答弁も繰り返してきた経過であります。財産区の方、特に櫛戸区の中でも、いろいろご意見持っておられる方もあるという話もわかっておりますけれども、いずれにしても、また財産区内の管理会の中での理解といいますか、話し合いはなされているというふうに思っております。それでですけれども、今後のこういった合併から56年以上経過した中でも、こういう財産区が残っているということに対してどういうふうを考えているんだということだろうと思っておりますけれども、この振興計画の中でもですね、只見町が目指す10年後のすがたという中でも、これまでの時代の流れの背景を若干申し上げていた

一部の中に、やはりあの、昭和40年以降ですね、入会林野近代化法といいますか、そういった法によって、いずれ近代的な法制度がなされてくる中が、こういったあの、地域における林業経営の衰退と絡み合っていますね、実態としては非常に合わない形になってきているというふうに私は認識しております。先ほどの意見、議員からの意見もありましたように、歳出関係も、ひとつは委員の報酬であったり、それから研修旅行といったような形での歳出がなされ、先ほど申し上げました若干のいろんな意見があるというのは、2分の1・2分の1のその折半ということに対してはいろんな意見があるということですが、この件につきましては非常に、従来、長年、歴代の話し合いの経過があっても、先ほど申し上げましたように政治的な決着という判断の中できている。それを私も踏襲しているということであります。

それであの、また戻りますけれども、今後どう考えるんだということになりますと、やはり実態的にはですね、なかなか、財産区あること自体が、こういった今の状況でありますから、やはり不具合な状況になっているという認識は持っております。本来ならば、先ほどの財産区の会計を見た時の歳出が、さっき言ったような形の歳出ばかりでなくて、林業運営といいますか、地域の林業事業活動等々に本来ならば投資され、またはその地域の林業経営の経済が動くような形ができあがり、且つそれが地域の活性化なり、地域振興に繋がっているという形が本来、望まれればいいんだろうなというふうに私は感じております。しかし、なかなか、実態がそこに伴わない社会状況ということもあって、こういった形で継続せざるを得ないという面もあるということも認識しておりますけれども、自分自身、どういうふうにか考えるかとなれば、そういう観点であり得るべき姿が生まれてくるならば、尚、本来ならば、一層、その財産区の活用、活動、行動が生きてくるというふうに思っておりますし、そして、現在、只見町がユネスコエコパークの登録、自然首都、ユネスコエコパークの登録という形になった流れの中で、こういった財産区の活動等々が、そういったことの趣旨に添った形での、また事業計画等々がすべて動くようなこととなれば、それは尚一層、私としては素晴らしいことであるなというふうに思っております。そういった観点からですね、そういう観点からのまた話し合いがまた行政当局と、そういった財産区の方々の意見と話し合いがなされるという、ただ、持ち分の配分のあり方とか、云々等々だけじゃなくてですね、今後の考え方となれば、財産区の方々と行政とも、そういう視点から話し合いというような環境が生まれてくる。また、そういった方向性が求められているのではないのかなというふう

に私は思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 地縁団体についてのお尋ねであります。地縁団体、町内で申しますと、区のような組織ということになります。こういった区、実質的にその区域内において、財産、土地等がありますが、共有の財産を保有をしてらっしゃる場合がございます。しかしながら、この財産につきましては、従前はその区という単位での所有権の登記ができませんで、区長さんであるとか、あるいは区の代表の方向人であるとかの、登記の形を成してまいりました。こういったことと、やはりあの、例えば用地買収でありますとか、あるいは相続でありますとか、様々、登記上の課題が生じてまいる場合がございます。そういったことで、登記がしやすいということ、管理がしやすいということを目的としまして、平成3年に地方自治法が改正をされました。その中で、今申し上げました区のように、その区域に住所を有する者の地縁、土地の地に縁であります。地縁に基づいて形成された団体で、その区域内に住所を有する人が、その組織員となれるようなものにつきましては、一定の要件を経まして地縁団体となることができるようになりました。そうなりますと、その団体で、ただ今申し上げましたような不動産、土地等の登記ができるようになります。その一定の要件であります。原因となる、その必要とする、目的とする土地等の財産を実質的に保有していること。あるいは保有する予定があること。そして、地域的な共同活動を目的として現に活動していること。規約を定めていること。等などの認可のための要件がありまして、それを添えて町長に提出をしていただきますと、規定に沿っていけば認可地縁団体となつて、例えばなんとか区というところで土地等の登記ができるような状況になるということになります。今現在であります。町内、四つの区が地縁団体として認可となっております。平成15年に小川区が初めて、町内初めての認可地縁団体となりましたが、それから以後、坂田区、大倉区。そして現在は小林区ということで、4区につきまして認可地縁団体ということで町は認可をさせていただいております。

以上です。

○11番（鈴木 征君） 町長に聞きますけれども、1町村で財産管理を、これあの、朝日財産区というのは合併条件で、合併条件でなされて今日まできていると思うんですけども、県内にそういう町村いくつある、なんていう聞き方ではなくて、これがやっぱり、合併条件だからやむを得ないんだという考えなのか。それとも、やっぱり地元、今、私は櫛戸、下福

井のことについての内容を聞かせられたりし、そして、にしゃ、やってみてくれと、質問してみてくださいというようなことで私はきましたけれども、このやっぱり契約されている12集落との締結しているということでもあります。これは年々、何年ごとに更新の中でこういうふうになってきたのかなというふうに思いますが、この財産区を、只見町に二つあるということは、なんとかしんなんねえという考えなのか。それとも法に照らしてもこれは無理だと。町の特別会計として自治の継承性持って続けていくという考えなのか。それとも、やはり、国・県のほうに話を一つにしたいと、するということの考えなのか。これ、なかなか難しいことであろうなというふうに思います。当時、7・8年前に、県のほうに行って聞いてきてくれた議員がおりましたけれども、その方も今いませんが、今言ったこと、もう一言だけお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。町長の前段にひとつ申し上げます。

先ほどあの、議員からお話ありましたように、昭和36年の12月に初回の契約を結んだということ、議員おっしゃるとおりでございます。そして、使用収益金は乙ですから、集落のほうに帰属すると。そして、公益事業、その他町で必要と認めるときは甲乙両方で協議するというところでスタートしております。そして、その時、30年の契約で平成3年を迎えて、さらに10年の契約ということで平成13年に至りました。平成13年に至っては、今後10年間の間に朝日財産区の解消を図るための協議を進めるものとするという、甲乙で協議がなされた経過がございます。そして協議がなされましたが、様々、既得、権利や財産区の住民に対する補償の問題等がございます、話し合いが進まず現在に至っているということを引き継いでおります。

あともう一つ、制度上の問題ですが、これは朝日財産区に限らず、国全体の話ですが、昭和29年に地方自治法の改正がありまして、財産区に関しては、の二大原則というのは、一つとして、その住民の福祉を増進することという一つの目的、原則。もう一つは市町村の一体性を損なわないことという二つの原則があります。そういった中で今、正直、全国的なその矛盾というのがありますのは、財産区住民というのは、今ほど総務課長が説明した地縁団体に似たものがあります。というのは住所要件のみです。ですから、その区域に住んでいる人という考え方で、ですから住所登録すれば要件が生まれて、転出すればその要件がなくなるということで、人に着目した制度が地方自治法改正による財産区であったり地縁団体。で

すが、今、議員おっしゃっているのは、従来の入会権、人じゃなくて世帯に属する権利であったり、住所要件よりもその入会権のあるか・ないかというところで、その生い立ちが違いますので、それをひとつの制度の中でやろうとするところに、今、只見町だけではなくて様々なところで、その矛盾を抱えたまま、今のような議員のご指摘というふうになっているというふうに思っております。ですから、例えば、別の言い方をすれば、形式は財産区なんだけれども、実質は集落持ちではないかというような多くの矛盾を抱えたような話が出ているわけでございまして、なかなかこれあの、司法の場でも議論された経過があるようでございますが、今この中でわかりやすい結論が出るという段階にはまだ至っていないというふうに理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） この財産管理の関係は今の説明で、概ねでなく、私は、なりの理解をいたしました。

次に入ります。

この自主財源確保の中で住宅と人口に分かれるわけでありましてけれども、昨日、2番と5番議員さんのほうから、町営住宅の政策、住宅の対策と、ことで質問をされましたけれども、質問をされた、最終的に住宅は最重要、優先課題として取り組んでほしい旨の町長に申し入れをしたわけで、されました。その中で答弁は、積極的に取り組むとの答弁を町長はされました。しかし、28年度の方針、施政方針の中で町長は、地域の実態を踏まえて、検討を行って積極的に取り組むという施政方針でありましたけれども、二方の答弁で、住宅については、もう最重要課題でもあるし、検討を取っ払って積極的に取り組むんだということで、これは良かったなというふうに思いますので、私は住宅の質問はしませんが、住宅に関連する、固定資産税とか様々ありますけれども、町税に対して、人口と町税についての質問をさせていただきます。再質問します。

人口減少ということは、町税の収入の減により、独自財源が減少していくと考えられます。財源縮小により、行財政サービスが減少する心配や不安はないのかどうかをまず伺ってみたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 人口問題と町税の関連性は非常に強いものがありますから、この人口減少社会においては、只見町においても将来の町税収入確保に関する、財源確保に関するこ



とについては大変心配なものがあります。ですから、住宅対策もそうですし、全般的にこれからの観光人口交流、当面まだまだ、人口減少対策、強化しながらも、まだ人口減少するでしょうけれども、やはりそれに向かった総合的な施策を通して、IターンもUターンも含め、且つ又、ここで生まれ育った子供達がですね、いろいろと、結婚したり、そういった条件整備も整えながら、総合的にこの只見町で住んでいくんだという想いを持っていただけるようなやはり、全般的にまちづくりを実施していくというような想いで、いろいろ七次振興計画の中にも総合的に盛り込ませていただいているということです。そういった意味合いで、そういったことを踏まえながらですね、当然、施策を展開していくということにしていきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） ちょっと長くなりますけども、この安定的な行政サービスを維持、継続していくには、やっぱり人口ビジョンが示すように、10年後あるいは25年後の財政規模をどの程度想定されているのかなということは、人口ビジョンの振興七次計画にも載っておりますので、そこはお聞きしませんけれども、私の申し上げたいのは、やはり住宅政策によって、人口は増えはするということよりも、安定していくのかなというふうに思います。この平成27年から52年の25年間の中で、1,519人が自然減少していくわけでありませんが、私はこの5年刻みに320あるいは360と。あるいは341と減っていく数を25年の中で、今申し上げたように1,519名が減少していくわけでありまして。そこで、町税に影響するのではなかろうかなというふうに思って、幸いにして、予算書、当初と補正のあな、いただいておりますので、調べて、これ、書いてきましたけれども、私はこの人口というのは非常に重みがあるんですよ。地方交付税の算定、参入の中には、人口が含まれると思うんですよ。あるいは道路延長、あるいは橋、橋梁。橋も橋梁も同じですけども、道路、橋梁。それから公の学校、保育所。こういったものを算定で地方交付税ができるんだけれども、地方交付税にいつまでも委ねていられねえように、自主財源の努力は町当局も議会もしてきたわけでありましてけれども、年々減少して、下降を辿っているというのが現状であろうというふうに思います。固定資産税も、JR、東北電力あるいはダム関係、送電線の関係で大規模入ってくるんですけども、これが、現在1,000万だとすると、200万ぐらい、年々落ちていくんですよ。その数字を出しましたが、是非とも、やっぱりこの固定資産税が、固定資産税、いや自主財源の中で、固定資産税が70パーセント以上占めており、またあの、

町税も、町県民税が今年、大体、625万、当初で1億2,433万2,000円。昨年の3月の決算の時は1億3,570万あったわけですがけれども、1億3,572ですね。あったのが、今年は当初で1億2,433万2,000円と、625万、マイナス5パーセント減少してるんですよ。そこで、私はあの、人口のあれを見ましたけれども、渡部完爾町長が、平成4年から2期目の8年までの4年間で、俺ほど建物造ったのあんめえやと、いう話を自慢された時、いつかしらは管理で大変だよと言いましたけれども、たくさん住宅も造られました。所得制限のない住宅も、田の口地内というか、田中に、あの三石様参道に3棟も造られましたけれども、あれは縁にして、入った人が、今そのまま入っておりますが、完爾町長は、この8年間の中で、8年間の中で759人が減っているんですよ。人口。それを2期8年で割ってみると、一年に72人が減っていると。小沼町長は3期で759か。完爾町長が562です。間違いました。そこで、小沼町長は63人なんですよ。ところが、ところがなんて言って悪いけれども、今の町長は、この7年間の中で545人、一年に77.86人が減少していくと。小沼町長は長くやったけれども、何故この一年平均が63なのかというふうに調べてみました。人口のあれを、住民基本台帳の人口の一覧表で見えますと、やはり完爾町長の政策は間違っていなかったんだなと。私は今も思っておりますし、この数字を調べた時に思います。でありますので、やはり、所得制限のない住宅を町単独でやっぱり建設してほしいなど。これは人口増にも繋がるし、所得にも町県民税にも繋がるわけでありますので、2番、5番さんにお答えしたとおり、約束したとおり、やはり町営住宅は単独で制限のない庁舎を造ってほしいなどというふうに思います。私はあの、この数字を何故出したかといいますと、やはり町長も、やはり今までは、雪対策、少子対策、あるいは老人の対策でいろいろ実績はありますけれども、今回の議会のように、住宅の質問される、私を含め、この後、一人ありますけれども、4人も住宅関係で質問されるというのは、私は異常であろうなというふうに思いますし、それは先般の第七次の振興計画の中を説明を受け、よく読んだり、理解してみますと、やっぱり住宅対策というのは大変なものがあるなというふうに思うわけであります。そこで、役場内の、やはり各課の連携が私は必要だと思うんです。それはやはり、受付に来て、町営住宅さ入りてえんだけどどこだというお尋ねが何人かあって、あそこさ行ってみると、2階のどこさ行ってみると。いや、いっばいだよと、申し込みいっばいだし、空いてねえということで断られて帰った人の話を聞きますと、本当に、胸が痛むような話を聞きました。小沼町長時代、そして、今の町長、目黒町長、議長の齋藤議長が、議員、

今は議員やっておられますけども、あの小沼町長の2期目の頃は診療所の看護婦、今、看護師っていうのかな、これの批判ばかりの議会の話でありました。今は非常に丁寧に説明もされ、扱いもされ、駆け足で歩くように忙しい人不足の中で頑張っておられるのは、やはり、それなりの、町長も、そういう指導をしますというようなことで今は軌道に乗って、先生も、看護師も、事務屋も働き、環境はあそこにいる屋根の下の人の中で、ああいう環境をつくられたことであろうというふうに思うわけですが、私はこの町営住宅の申し込みされた時の経過を聞きたいんだけど、聞きたいんだけど、やっぱりこれは、いろいろに反論しますので、私はそれは申しませんが、なんとかやはり、窓口事務を、丁寧な、理解得られるような、説明されるような人事配慮が必要でなかろうかなど。別に設けろということ言うのではありませんが、その別の係ということではなく、私はあの、環境整備と、そして住民課のあの受付窓口の事務を連携をしながら、今こういう人きやったが、なじよだべと、ちょっと待ってやれやといって、係が行って話をされて、そして、じゃあ、一緒にいんでみるというような親切があつて然るべきであろうと、私は思います。

そこで、そこで、今後、やはり、そういった不満を残して、申し込みに、はあ二度と申し込まねえ、はあいや。俺は、柳津からカカもらったんだから、柳津さいんべや、という人もあった。そして今、只見さま来ておられる椿のほうに宿借りしておられる人もあるそうだけれども、住宅がなくて、親子で、夫婦か、両親ねえとこめらもできねえがらな。そういう家族をやっぱり、住宅を見つけて、そして人口を増やす努力をしなければならないのではなかろうかなというふうに思うんです。担当課は耳痛いかもわかりませんが、もっと、耳よりも、胸が痛くて、帰った人があろうという、でありますので、なんとかこうした事務行政の中での解決できる道もあるように私は思いますが、人事に口出しするわけではありませんけれども、親切、丁寧に、なんでもわかるような人を、窓口に置くべきであろうというふうに思うんですよ。どうですか。町長。この。不満を持って帰られた人の、名前は申しませんが、そういう人おるんですよ。本当に、やっぱり、町長も看護師のあの頃の議員の話は聞いたこともあるでしょうけれども、そばに居ただけでも耳の痛い話だった。それが今、その首長として、町長として、職員を管理しながら、勿論、健康管理もあろう、働きやすい環境もつくらなきゃならん、適材適所の人事をやっておられると思うんですけども、やはり町長も、議員も、職員も、町民一人一人の幸せのために、みんな、それぞれの立場で活動、活躍をしているわけありますので、どうか、やはり、この問題を是非ともやっぱり、これは

解決できるんですよ。解決できると思うんですよ。やっぱり課内の、それぞれ七つの課、連携を取りながら、やっぱり一つ一つの、町民に対しての、受け答えをしてほしいというのが私の願いであります。人口増えるのもそこにあると思うんです。建物ばかりかけていたって、なかなか入る人もねえなんておっしゃるかもわかんねえけれども、所得制限になったら、こういう場所も空いているよというような、親切、丁寧な説明をして、町民に不平不満のないように、町長の御計らいをお願いいたします。ちっと、喋りすぎたな。答弁お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） いろいろ、今あの、そういった町民の問い合わせ、それは住宅問題ばかりじゃないと思いますけれども、そういったことに対する我々、行政の職員の対応のあり方が、いろんな意味における町民の心情、そしてまた、ここの只見町に住むか・住まないかというところまで影響するんだというようなお話でしたけれども、冒頭ですね、私達もそこは意を尽くして、当然、やっていかなきゃいけないし、またそういった指導をしまいいりますけれども、そういった事例があったんだというお話であれば、尚一層また、身を引き締めて取り組んでまいりたいというふうに思います。

そういったことをまず前提に、大事だということ。それからさらに住宅対策、大事だということ。住宅対策、今、人口減少の中で、一方では空き家がどんどん増えながら、且つ、一方では次の世代が住宅が足りないんだということもあります。次の世代と申し上げましても、ここで生まれ育った世代のUターン時における住宅対策。それは二世帯同居といったような意味での支援も今般、示させていただいておりますし、今やはりあの、住宅は、当初の町営住宅は、所得等を含めた住宅困窮者なり、いろんな生活に支障がある方をまずもって優先的にというような意味での住宅政策があったけれども、それはそれなりに必要性があるということ。今はいろんな形の中でIターンも増えております。そういった流れなり、緊急、教職員も含め、Iターンも含め、この方々は元々この地に家のない方々ですから、人口減少と言えども住宅は足りないんだという現象も起きているという実態を踏まえて、自由な、所得制限に関わらない賃貸住宅を整備していくというその考え方は今までも申し上げさせていただいてはおります。

それから、尚やはり、町営住宅の関係ですけれども、所得制限のある住宅と所得制限、さらにちょっと所得の高い人達のための町営住宅もありますけれども、やはりそういった循環も必要ですけれども、一方では、ある所得というような、所得のレベルがですね、確保され

ているとするならば、やはり、住宅というのも、本来は自宅というか持ち家を持っていくんだという、そういうやはり観点や感覚、考え方も、そういったことも必要なのではないのかなというふうにも思います。いずれ、それぞれの、今、こういった時代の中であっても、所得の問題、それからIターン、よそから来る人、それからUターンで自分のところに帰ってきたいと思う人、それから我々が地域づくりに必要とする人材の確保や育成等々を含めたうえで住宅の確保。幅広く今、住宅対策、総合的にですね、そこを調整しながら、捉えながら、住宅の政策はやはり大きなウエイトを占める今後の課題だと、取り組まなきゃいけない施策だというふうに思っております。

当然、いろんな情報の伝達の仕方や、そんなやり方の中で、只見の地を離れていってもらうことも残念でありますし、当然それはそれなりに、我々は我々ができる現段階での持ち駒の中での情報を共有しながら、且つ又、今後、予測されるものに対しての早急な住宅の建設に向けた施策の展開もしていくということにしていきたいと思いますというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 丁寧な説明いただきましてありがとうございました。

であります、私はあの、今現在、只見に住みたいということで待機しておられる人、数人知っておりますけれども、それを住宅関係の担当課長、酒井課長でありましょうが、どれくらいの方が申し込みがあったり、お断りしたりして、そしてまた、こういう申し込みを出したいというような人、何人ぐらいおられるのか。掌握されていればお聞きしたいなど。それによって、やっぱり住宅建設も必要であろうと思っておりますので、やはり早急に、やっぱりそういった、今回、仮に、沖下1戸空いたよといったら、どれくらいの申し込みがあったというようなことで掌握できると思うんですが、そういった申し込み、あるいは待機されている方の人の数をわかるのであれば教えてほしいなということ。

それから、財政の自主財源のことですけれども、固定資産税が今年、去年の決算から今年の当初予算を比較すると、2,343万2,000円、マイナス3パーセントの減額であります、これは減価償却によって、どんどんどんどん、これだけ落ちていくんだという見方なのか。それと、やはり軽自動車税が75万2,000円増えているということは、やはり高齢化になって、乗用車よりも軽自動車のほうが税金も安いし、小回りきいて良いというようなことで、乗用車から軽に乗り換えたので、この軽自動車の台数が増えたという言い方をされるのか。たばこ消費税も10パーセントも減っているんですよ。去年の決算では

2, 545万7, 000円。たばこ消費税。これが2, 352万1, 000円が今年度の当初で見込まれております。予算書には。そうすると、193万7, 000円がマイナス8パーセントも減額されているということなのですが、入湯税もそうでありますが、10パーセント落ちている。結局この、町県民税、自主財源ではトータルで20パーセント落ちている。この主なものを今申し上げましたけれども、主なものたつて、みんな申し上げましたけれども、特に固定資産税の大規模分だろうなというふうに思います。あるいは一般住宅が空き家になって、滅失したことによって減ったということもあるでしょう。それと軽自動車税のことの75万2, 000円増額になった理由をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、町税に関するご質問でございますが、まず固定資産税の減少につきましては、議員おっしゃったとおり大規模分の償却資産の減少が大きなものと捉えております。あと軽自動車につきましても、維持管理の関係から普通自動車から軽自へ移っているものと思います。たばこにつきましては、健康志向の関係だと思っておりますが、年々、喫煙、売り上げが落ちておりますので、その関係で減少ということで当初予算のほうは見させていただいております。入湯税につきましても、一時期からは若干、回復傾向にはございますが、まだ対前年比でいきますと入湯者のほうの減少ということで、減少の形で当初予算のほうは計上させていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 最初のご質問の申し込み状況でございますが、平均ではなかなか出しづらいんですけども、1戸に対して、一人の時、二人の時、いろいろ、様々ありますけども、今、1戸募集はしておりますが、問い合わせございます。そのほか二つ、修繕をかけておりますので、もし複数来られて抽選ということになりますと、該当しない方については、こういうところも今空いてますよということで紹介をさせていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今、課長から申されましたように、空いていたら、こういうところ空くよというような、親切なあれを、今後お願いしたいなというふうに思います。

一般質問でありますので、町税のみの質問をしようと思ったんですけども、こういった流れの中で減っていくんだというような捉え方をされているのかなというふうに思うわけですので、この後、予算審議があるわけですから、その中で細かい質問はいたしますけれども、

なんといってもやっぱり住宅対策よりも政策の中でやっていかないと、人口の増、一人でも二人でも増やすことは難しいだろうなというふうに思います。その辺、町長も答弁されたので理解しました。

これで終わります。

○議長（齋藤邦夫君）　これで、11番、鈴木征君の一般質問は終了いたしました。

続いて、10番、石橋明日香君の一般質問を許可いたします。

10番、石橋明日香君。

〔10番　石橋明日香君　登壇〕

○10番（石橋明日香君）　それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

質問は2点です。

一つ。この町が今後10年で劇的に変わり得る政策としては何を計画していらっしゃるかお尋ねします。新たな第七次只見町振興計画が策定されますが、正直、これをたとえそのまま履行したところで、この町が今後10年で夢が持てるような町へと大きく変革されているとはとてもイメージできないでおります。実際、そのほとんどは短期的に取り組める個別の事業内容が占めており、長期的に町がいい方向へと舵を取るような大きな仕組みづくりへの政策がほとんど見当たらないと思っています。いついつまでにこういう町にするのだという町づくりへの大きなビジョンを持つての強い意志と決意が必要と思いますが、それは何かをお尋ねします。

二つ目に、町のエネルギー政策の今後についてです。エネルギー代が他所よりもかかる当町において、エネルギー代がネックにならない町づくりのために町はどのような取り組みを今後していく予定なのか。今後の町おこしのためにあらゆる面において必要不可欠と思うエネルギー政策のあり方について、今後どのようにしていくつもりなのか。これまでお尋ねしてきた電源開発との関係も含めて、総合的な政策をお尋ねします。

○議長（齋藤邦夫君）　町長。

〔町長　目黒吉久君　登壇〕

○町長（目黒吉久君）　石橋議員にお答えいたします。

この町が今後10年で劇的に変わり得る政策としては何を計画しているかということですが、先の全員協議会でも石橋議員からご指摘をいただき、改めて第七次振興計画において、只見らしさをキーワードにした10年後の只見町の将来像を掲げさせていただいたと

ころであり、そのビジョンを持って強い意志と決意のもとでまちづくりを推進していく考えでございます。具体的に申し上げます、本町は世界にも誇れるユネスコエコパークに認定されましたので、これを核とした人と自然共生をテーマとした通年滞在交流型観光コンテンツの開発を進めてまいりたいというふうに考えております。なお、今後の10年間で国道289号八十里越の開通も現実味を帯びてきているところがございますので、新潟県三条市を含めた新潟県央地域の医療やものづくりなどの連携も視野に入れ、各施策の展開を図ってまいりたいと考えておりますので、引き続きご提案をお願いいたします。

次に、町のエネルギー政策ということですが、28年4月より、家庭用向けを含めた電力小売りが完全自由化となるということが決定しております。各企業においては独自のプランを提案し、消費者の獲得に向けてPRをしているところであります。この中で日本の電気事業者は、一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者、特定規模電気事業者などが存在します。東京電力、東北電力は一般電気事業者と言われ、一般の需要に応じ電気を供給する事業者で、発電・送電設備を自社保有しております。電源開発株式会社は卸電気事業者と言われ、一般電気事業者に電気を供給するため、200万キロワットを超える出力の供給設備を有している会社であります。残念ながら今の国の法に基づく枠組みの中では、電気を消費者に供給する会社とはなっておりません。このような現状を鑑み、本町においては、これからの国の電力システム改革の動きを見極めながら、地域で作った電気が地域で利用できるよう関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） それでは、項目ごとに再質問させていただきます。

まず、町の今後10年での政策についてですけれども、そもそも、町長は、どうなったら劇的にこの町が変わったと言えると思っておりますでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 劇的に変わったところがありますかという意味ですか。

○10番（石橋明日香君） いえ、今後10年後に、只見町がどういう状況になっていたら、ああ、只見町、こんなにも変わったなと言える状態になっていると言えるイメージされているかです。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。



○町長（目黒吉久君） 劇的に変わったというのが、客観的に見えることを言うのか。ここに住んでいる我々が、人口の減少の流れの中で、人口減少してまいりますが、私もあの、今般、昨日あたりも述べたと思いますけれども、そこに、ここに住む一人一人が、若者からお年寄りまで、それぞれ幸せというものを感じられる。幸せを感じられるということは、この地域が好きでなきゃいけないし、愛着もなきゃいけないから、そういった意味での自然との共生や文化や歴史・伝統というものを活かしながら、受け継ぎながら、この只見というものを理解しながら、住む人が、一人でも二人でも多くなっていくこと。こういったことじゃないのかな。それは劇的という、石橋議員がおっしゃる劇的というのとは遠いかもしれない。でも、そういったことを求めていくことが、私は只見町にとっての生きる道だということが先般、ユネスコエコパーク登録になった時の、その只見ブランドといいますか、そういったことを確立していくツールとしてのエコパーク登録を目指したのであって、そういった基盤ができた、登録になったという実績の流れの中で、今後はまたこの10年間、その地域政策の理念に則って、観光交流、定住というものを、どういうことを積み上げていったらばいいかということでもありますから、小さなことの、当面、目先の小さなことの、取り組みに終始しているというような今、ご意見ございましたけれども、こういったこと自体も、ひとつひとつ積み重ねていくこと自体が、なかなか難しい。そういったことを確実に今後は積み上げていくんだと。それがおそらく、只見町の10年の先には、評価の仕方というのが従来の経済成長型の評価とは違った、本来この、こういった地域ですね、姿が見えてくる。そして評価される。そして、そういったことが大事だろうというふうに私は考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 劇的とは遠いかもしれないと先ほどおっしゃいましたけれども、ということは、町長は、この町が10年後に、たいして、特に劇的に、劇的って私が表現すると、たぶんイメージするのは、町を離れて久しい方が戻ってきた時に、あれ、なんだ、只見町、なんか、すごい良いふうに変っているなって、直感的に感じるかどうかだと思っっているんですね。あるいは、ああ、10年前も、20年前も、30年前も、あんまり変わらないなど。相変わらず寂れているな、廃れているな、何も変わらないなど感じられるのか。その、なんかその、衝撃性といいますか、なんか、こんな町だったら戻ってきてもいいなど、再考したくなるような、そういう感覚を得るかどうかというの、私的には劇的で、勿論、町長おっしゃる、その、住んでる方々が、より、前よりも本当に住みよい町になったと実感

していただける町っていうのも、本当にあると思います。でも、それが本当に実感として、町民の方も、また外から来られる方、あるいは一旦、離れていた方が、帰省した際に感じる実感。そういったものが確実に町は良い方向に向かっていて、将来に希望が持てる町となっている実感が得られるかどうか。それが私の言っている劇的という意味なんですけれども、なんとなく、先ほどの町長の考えで言うと、あまりそういうものは期待していないというか、目標に据えていないというふうに聞こえてしまったんですけども、要は、今ある地道な積み重ね、小さいことの積み重ねでいいんだと。私、この町に来て、既に6年弱経ちますけれども、その間にじゃあ、すごい、そのような実感が得られるような劇的变化があったかという、軽微な積み重ねは勿論ありますよ。ありますけど、そういう、町民の方が将来に希望を持てるほどの劇的な変化がじゃあその間にあったかというところでもない。10年って結構あつという間なんですよね。本当にあつという間。もう私、あと4年ちょっと住めば10年なんです。その間に、ああっていう実感が、私がここでお話しているような実感が得られるのかなと。この10年計画、この振興計画を見た時に、たしかにその小さな積み重ねによる、ちょっとずつの変化っていうのは、勿論あるだろうことは盛り込まれています。それはすごく理解するんですけども、やはり私はこの町が再生していくというか、より良い町になっていくには、やはり産業が必要と思っているんですね。今回、この答弁、お聞きしている限りですと、この町はじゃあ、観光で食べていくんだと。観光を一大産業にしていくんだという決意だというふうにとってよろしいのでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 劇的に変わるということは、まず只見らしさということですから、人と自然の共生が土台にあるということです。そういった意味で、人口が予想を裏切って減らないと。あとは外から人が、若い、子育て世帯が入ってくると。そして、賑わいが生まれたというふうに見えれば、客観的にも劇的になるというふうに私は思います。

そういった中で振興計画の中では、この表題だけとれば、観光でやるのかということですが、産業が入ってきます。産業観光ということが入ってきます。観光コンテンツの中には、ユネスコエコパーク、せっかく世界的なネームバリューをいただいたわけですから、例えば、ネイチャートレイルとか、自然ガイドを兼ねた運動インストラクターとか、森林地形療法と運動療法を加味した健康プログラムというふうに、そういったエコパークの優位性を活かしたそういった事業も展開していくと。あとは健康とスポーツによる交流環境。例えばあの、

今、亀岡にサッカー場ありますけども、そこをもっとその面を増やしていく。スキー場、雪が少なくて客が少ないということであれば、夏場のグラススキーをやるとか、あとは福島県海岸端は原発の関係で海岸不適ですので、只見町でビーチバレーをやる、サンドバレーをやるとか、個別のことを申し上げました。そういったことをやっていくにあたって、当然、人が来れば交通の話も出てきますし、食べ物、飲み物の話も出てきますから。飲み物で言えば、今、日本酒ありますけども、もっと、それを酒蔵を例えば造っていくとか、米焼酎とか、ウイスキーも作るとか、そういった産業に結びつける。あとは今ある高齢者の方がいろんな野菜とか作っておられますけど、それをもっと、なんていいますか、レシピといいますが、そういう方々、町内にもいらっしゃいますけど、今に合ったような料理に作り変えていくとか、様々、やれることはいっぱいあると思っています。ですから、今までは、作ったものをただ出荷するだけということですから、それはそれで、ある程度は必要ですけど、様々な組み合わせができるというふうに思ってます。その中で三条市や魚沼市、柏市との連携。それ以外の地域もありますから、そういったことでまちづくり会社のことも今回、提案してますし、様々な、一次から三次まで含めた、例えば只見町版の経済同友会をつくって、受け皿としてどンドン意見交換して、もっと言えば経済外交をしていくというか、そういったところまで踏み込んでます。この答弁書の表題だけでは、なかなかそこまで読み取っていただくのは非常に無理だというふうに私も思いますが、そういった考え方、想いを込めましてやっておりますので、ただ見るだけの観光じゃなくて、体験、交流。そして、そこに飲み物、食べ物もついてくる。あと一番根っこにあるのはやっぱり文化です。文化が根っこになれば、ただ物見遊山だけでは人の心は飽きてしまいますので、やっぱり文化を大切に、今、教育委員会中心となって様々な取り組みもされておりますが、そういった文化を大切に、今ほど申し上げたものを作っていくという考え方で振興計画は作らせていただいた考え方でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） わかります。その、大きな流れとしての目標とか、ビジョンがないわけじゃないんだろうなと私も思うんですけど、その表現の仕方とか、伝え方がへたなのか。本当はないのか。ちょっとわからないんですけども、例えばですね、この振興計画の11ページに、答弁書にもありますようにまちづくりの基本目標として、自然・文化・歴史、只見らしさに誇りと愛着を持つまちづくりと掲げております目標を。じゃあ、この目標が、

これがどう町の発展に繋がっていくのかっていう道筋が、この振興計画からはなかなか見えてこないんですよ。はっきり。今お話したようなものを図示したようなのに近いものが9ページに若干書いてありますけども、この1個1個、その、なんかこう、点なんですよ。線でどう、それがこの究極の目標に近づいていくのかっていう道筋が見えにくいというか、どう繋がっているのかっていうのを、もうちょっと有機的に繋がっている様子が見えるような説明の仕方を町民に対して発していかないと、これ、こういう感覚持ってるのは私だけじゃないと思うんですよ。どっちの方向を向いて町は動いていってるのというのが、わからないという言葉、すごく耳にするので私だけじゃないはずですよ。これあの、伝え方の問題なのか。本当にそもそも、そういうふうにとまとめあげられる程度のものを、コンテンツを持ってないからそうになってしまうのか、私にはわかりませんが、持ってないというふうに捉えられてもおかしくない、くなっちゃうんですよ。でも、話を聞いている限り、あるんだろうなと想像するんです。あるけど、それが伝わってない。どうそれが、未来の夢を抱ける町になっていくふうに繋がっていくのかっていう、その途中のプロセスの1個1個が有機的に繋がっている有様っていうのが伝わってこないんですよ。残念ながら。残念ながら伝わってこない。一生懸命伝えようとしてしているのはわかるんですけども、だから誤解も生じるだろうし、みんな、やっぱり、わかんない。良いこといっぱい書いてあるけど、絵に描いた餅になって終わるんじゃないかと思ってしまう。そこをもうちょっとはっきりさせたいと思う。その典型ですね。この振興計画、私、一番良くないなと思う一番の原因は、87ページから始まるですね、この主な施策の着手時期の区分なんですけど、これ、普通に考えてですね、これ、中・長期の振興計画のわけですよ。なので、これ、何年後に着手するとか、そういう書き方じゃなくて、短期・中期・長期っていう、そういう括りなんじゃないかなって思うんですよ。事業って。これ、元々のこれ、新しいバージョンだと、前期・中期・後期っていう書き方になってるんですけど、議会からの修正が入ったからなのか。元の原稿は、たぶんこれ、短期・中期・長期っていう書き方だったと思うんですが。別にどっちでもいいんですけどね。ただ、どっちでもいいけれども、もし、この前期・中期・後期っていう書き方をするのであれば、あえて、その複数の木にまたがる事業があってもおかしくないのに、1個もないんですよ。1個もないの。前にその修正前の短期・中期・長期っていう表記の仕方をしていた時には、じゃあ、中期・長期に丸が付いていたかということ1個もないんです。全部短期。短期って3年以内に着手するものですよ。計画ってこれ3年計画なんですかと。違い

ますよね。それについて議員のほうから指摘があったら、適当にばら撒かれましたけど、中期と後期のほうに。ちょっと、若干、分散されましたけど、ほとんどの事業はでも、はっきり言って、え、そんな10年以内に着手するようなものなの、すぐにでも着手し始められるんじゃないのっていうものがほとんどですよ。そんな、え、そんな待ってていいのと。これから観光振興していくのに、今からちょっとずつ手を付けていったらどうなのと思うようなものたくさんあるんですね。その10年計画で、少しずつ少しずつ整備していく、整えていく事業ってないんですかね。この、これじゃあ、実施計画、数年先ごとの実施計画出す内容と全然変わらないですよ。こういう計画の立て方だと。10年後に向けて、5年・10年かけて、どういうものを整備していくかっていう長期的なビジョンの事業が1個もないっていうあり方自体が、あれって思ってしまっただけですけど、そのあたり、ちょっと、どういうお考えなのかお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 振興計画については、第五次まではこういった時期の明示もありませんでした。第六次から初めてこういった着手時期を示すというふうになったと。おっしゃるように、あと短期・中期・長期っていうのが六次まで。七次も当初も、そういうふうになりました。議会の委員会で説明して、こういった表現を前期・中期・後期に直したというのはおっしゃるとおりです。あとはあの、本当は我々としてもそういったのを具体的に年次というのが、振興計画の中では今出せてませんが、実施計画、もしくは実施計画と振興計画の間にもう一つ、何らかの、今後、アクションプログラムっていうのを作りたいと思っておりますが、行動計画の中では今、石橋議員がおっしゃったことは、とても大事なことだと思っておりますので、それを作りたいというふうに思っています。ただ、今の振興計画の中ではそこまで作れていません。そして、その14ページにもありますけども、やっぱりあの、一番大事なのは、いろいろご指摘もいただいておりますけども、こういった場がいいのか、どういった場がいいのかわかりませんが、議員の方々含めた、町民の方々含めて、やっぱりその、参画していただいて、そこでまとめあげて、それを意思決定を早くして、スピード感を持っていち早くやるということが大事だと思っております。例えば住宅のことをさっき話ありましたんで、今までの住宅整備の方法とは、新しい考え方っていうのは、今一つはあの、まず若い人向けの賃貸住宅が必要だということの議論が一つ。あとは空き家含めた持ち家政策のことが一つというふうにあると思います。今、少子化対策で非常にあの、先進的な地域の事例なんか見

たり聞いたりすると、医療費とか保育料の政策なんかはほとんど変わりません。決定的に違うのはやっぱり住宅政策です。特に住宅政策について、若い人向けの賃貸住宅を造っている。それがあるところは5万円程度に、2LDKでしたか、5万円程度に抑えているというところがありました。ですからそれを、今、地方銀行もいろいろ貸出先、いろいろ苦労しているということもありますので、例えば地方銀行とそういった商品をつくって町が利子補給するとか、協議ができれば賃貸住宅を整備していく。あと空き家についても、今、実際、只見に足をもう運んでいらっしゃる方いらっしゃいますが、その空き家に対する町の支援。個人対個人じゃなくて、例えばその改修費であるとか、取得にあたっての何らかの支援とかということがあれば、もう少しその背中を押してもらえるという話もあります。ですから、その、若い世帯向けの賃貸住宅と空き家のこともあります。ですから、そういった意思決定を速やかにしてやっていくという体制の仕組みがなければ、たぶんあの、様々なことおっしゃっていらっしゃるんで、コンテンツはあります。本当にあの、コンテンツないと言われると、それ、私としては否定いたします。コンテンツはあります。あとこれは、振興計画の中でもあったのは、特に町内委員から言われるの、やっぱりその、この前も言いましたが、結果を早く出してほしい。早く実行してほしいということです。ひとつで言えば。あとはあの、町外委員の人おっしゃるのは、6番議員もこの前言っていただきましたが、やっぱりユネスコエコパークが登録になって、10年後にまたその評価が見られるわけですから。そのちゃんとした首尾一貫とした取り組みをしていくということですから、人と自然の共生ということが一番土台にしてやっていくということを示していますから、もしかすると、こういった意味から、自然・文化・歴史、只見らしさと誇りと愛着を持つまちづくりっていうのが、もしかすると抽象的でわかりにくい。もっと具体的に書いてほしいということなのかもしれませんけども、こういった基本的な理念、考え方があったうえで、人と自然を土台にしたスピード感のある地域に根差した産業を育てて支援していくと。町ににぎわいを取り戻したい。若い世代を少しでも多く取り込みたいという考え方ですので、コンテンツはございます。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 今の、スピードがほしい。私もそう思います。じゃあ、なんで、こんなね、なんか物事を進めていくのにスピードが遅くなっちゃってるのっていうところの原因わかりますか。私、何でこんなに物事がね、町政、動いていかないんだろうって、すごいよくわかりますよ。なんでかって言ったら、そのビジョンを示してないからなんですよ。

個別の事業に見えちゃってるの。個別の事業に見えて、その大元の、町長として、こっちの方向に進んでいくにはこの事業が、こうこう、こうで、こうだから必要なんだっていう明確な道筋を示せないから、説得力に欠けてしまうんだよ。どうしても。どうしてもそこが伝わらないんですね。すごい残念に思うの。進んでほしいと思うから。だから、そこをなんとかしてこう、説得できるだけのビジョンって、ビッグピクチャーですよ。絵としてきちんとイメージできるかどうかなんですね。そのイメージができないから、今、住宅政策の話されましたけども、その住宅政策の話って、聞く人が聞いたら、ただ、今、日常的に住んでいる住環境とか、外から来る人とか、若者の住宅とか、足りてない人、住宅に苦慮している人達、そういう人達のための政策っていう部分的な括りでしか考えられないですよ。聞く人が聞けばね。でも、勿論、私が聞けば、それ、その住宅政策を整えることによって、どういうふうに繋がって行って町が活性化していくのか見えてきますよね。たぶん、ここにいる方はみんな、それが見えるからこそ、住宅政策、住宅政策っていうんです。そういう一つ一つの個別の事業が、どう町の活性化に繋がっていくのかっていう道筋を、もっと明確に示してあげなきゃいけない。だからこう必要なんだ。一つ一つの事業が、どう町の究極の目標に繋がっていくのかっていうのを、説得力を持って説明できなければいけないんですね。そこがすごく残念なところだと思っているんです。私もね、これ、今、ごによごによ言いましたけど、決してこれ、まとめあげた審議委員の方々から出た意見に異を唱えているわけでも全然なくて、当然、あの、良い、素晴らしい意見、たくさん集約されているんだと思ってます。ただ、それ、町長の長期的なビジョンが町民に明確にはっきりと見えないと、どこを向いて、有効な、それに繋がる意見出しをしていいかわからないから、結局、いろんな意見がでんでんばらばらに、いろんな方向性を持って出てきてしまいますよね。それをまとめあげるって結構大変だし、そうやって、ただ、人の意見、町民の意見、議会の意見だけを聞こう、聞こうって、聞いて、それを集約しようとするだけでは、絶対に民主主義ってうまくいかないんですよ。まず首長である町長が、方向性、大きな、大きな、何かビッグピクチャーを示して、初めてそこに向かってみんなが意見言えるんです。その仕組みがいまいち機能してないっていうふうに、いや、機能してるんだ、俺は言ってるんだと、感じられてるかもしれないですよ。感じられてるかもしれないですけども、少なくともそう感じてない人達が多いという現実を受け止めていただきたいなというふうに思います。

それですね、それですね、ここ、ご答弁の中にも、そのビジョンを持って、強い意思

と決意の下でまちづくりを推進していく考えというふうにおっしゃっていただきましたけれども、この強い意思と決意って、どういうものなのかっていうのに、私あの、すごく良い事例を見つけてしまったので、ある、とある自治体を例に、ちょっと、皆さんで考えていただきたいなと思ったんですけども。皆さん、猿払村って聞いたことありますか。聞いたことある人。ご存知の方。一人だけ。猿払村。北海道にある村です。じゃあ、あんまりいらっしやらないようなので、これ、すごく良いお話というか、良い事例なんで、是非聞いていただきたいなと思います。私、この村をね、なんで知ったかといいますと、たまたま、全国市町村の所得ランキングっていうのを検索していたらですね、当然のごとく、このランキングって、もう上位はほとんど、名だたる裕福な市町村が、自治体が占めているわけですけども、1位、東京都の港区を筆頭にですね、千代田区、渋谷区、兵庫の芦屋。ほかに目黒区、中央区、文京区、世田谷、軽井沢というふうに並ぶんですけど、たった一つだけ、猿払村っていうのが第5位に入ってくるんですね。これ、猿払村っていうのは、北海道の最北端、宗谷岬から30何キロか離れたぐらいのところですよ。稚内から60何キロぐらいの。本当にあの、最北端、北海道、日本最北端の村です。そして、北海道で最も面積が広い。人口も只見より全然少ない。2,783人。多少前後してるでしょうから、2,800人弱とっていただけるといいと思うんですけども。人口密度も只見と似たり寄ったりですね。多少の差はあれど。この村、これあの、事例としてはすごく古くて申し訳ないんですけども、かつては本当にあの、貧乏を見たければ猿払村に行けと言われてたぐらい、日本で最も貧しいんじゃないかと言われていた村なんです。その村が、あることをしたことをきっかけに、わずか3年で劇的に変わって、今ではこの全国ですよ、全国、北海道内じゃなくて全国、東京のほかの区を差し置いてまでも第5位にランキングするだけの所得が上がる。平均所得626万5,300円。平成26年度。実際の所得はもっとありますよね。少ない人も交じってこの平均になるので。ここの、ここ、何で有名になったかという、ホタテ漁の好調さなんですけども、ホタテ漁です。日本一の村なんですけども。漁師の平均所得が4,000万。どうしてそうなった。それまではですよ、その貧しかった時代はどうだったかと。150万稼げれば良いほう。その半分はいろんな経費で取られていたり、積立で取られていたりして、ほとんどそれでは食べていけないような状況だった。町の中も、もうアバラの掘っ立て小屋のようなお家ばかりで、いかにも風が吹けば飛んでいきそう。北側にはビニールシート貼って、屋根にはトタンの上に石を、重石を置いて過ごすような、本当に本当に貧しい村だったそうです。そ



れが今では、もう3階建ての豪邸に高級車が乗り回すような町になっていて、役場庁舎もすっごい、宮殿かなというぐらい豪華なんですね。どうしてそういうふうに変われたか。これにはものすごい、もう、ものすごいもう、腹を括るような一大決心があつて、そこに至っているこの話を、ちょっとお聞かせしたいなと思ひまして、ちょっと聞いてください。

まず1954年を最後に、北海道の沿岸からはニシン、まったく姿を消してしまいました。この町は元々、ニシンの漁で生活、糧を得ていたんですけども、そのニシンがまったく姿を消してしまつたと。鮭も思うように獲れなくなつてしまつた。もう水揚げ、1958年には、もうゼロになつてしまつた。そして、ホタテも元々、ホタテ漁してたんですけども、乱獲が祟つて、もうまったく獲れなくなつてしまつたんですね。もう本当に悲壯感が漂つて、どうしようもなくなつて、そしてあの、戦後の緊急開拓で入植した農家も自然河川のそばで開墾していたので、毎年のように洪水に遭つて、もう悲惨な状態が続いて、次々に離農者が増えて、もう農業でも漁業でもやっていけない。林業も全然だめ。そんな中でですね、もう本当に村は火の消えたように寂れ、村民の気持ちも沈滞してしまつたと。もうこれを、この町をなんとかして蘇らせるにはホタテしかない。その当時の村長と漁業組合長が決心したんですね。というのは、ある研究機関によつて、ホタテ漁が最もここは合っているというのが、海の調査で、海底調査でわかつたんです。ただ、その乱獲が祟つてなくなつちやつたのをどうにかして蘇らせたい。それで、栽培漁業の技術とか種苗の生産状況などを調べた上で、もうこれしかない。町を挙げて、これに特化して、産業を起こし直そう、再考し直そうと決めたんですね。その決めた覚悟がすごいです。何故かという、当時の村税というのが4,000万ちょっとぐらいしか、4千数百万程度しかなかつた中で、なんと、その村税に丸々匹敵するだけの、一年分の4,600万、年間税収が4,600万程度の中の4,220万円の融資をする議決つていうのを当時の村議会でしたんです。この町の今の現状でいえば、約60億のものを3年で使うという、この、ある産業を起こすための事業のためにですよ。そういう決心なんです。すごい決心ですよ。これって。はっきり言つて、それがうまくいくか、ホタテ、3年かかるわけですよ。それが育つて、本当にちゃんと獲れるようになるか。3年かかる。本当にうまくいくかどうかともわからない。特にこの海っていうのは、非常に流れが早くて、そんなところに種付けしても絶対にうまくいかないっていう意見もあつて、もうほとんどの人が反対したといひます。ほとんどの人が反対した中で、町長と組合長が、村長と組合長は、いやもう、私達にはそれしか道がない。だから何が何でもこれを成

功させて、町を蘇らせるんだと。そのための説得を再三にわたってした挙句、半数以上の人達を説得して、なんとかこぎつけたわけですね。それで、そのホタテ、この当時の村長はなんておっしゃっているかという、ホタテは二度金を生む産物だと。海から揚げて金になり、加工してまた金になる。加工所を造れば建設業者も潤うし、主婦たちの雇用も促進される。そうやって不安な面持ちの議員達を説得したんですって。今、私が言った流れですよ。これこれ、こうしたら、こうなって、ああなって、こうなるから、こうしてくれと、そういうビジョンを描いたわけですね。伝えたんです。そうやって説得したわけですね。只見にもこうした自然の宝物、たくさんありますよね。今言ったその、ホタテは二度金を生む産物だ。只見にも二度金を生む産物、どれだけあるんですかと。その村の一年分の税金を3年間で海に捨てることになるかもしれないわけなんで、もし失敗したら組合長と二人で腹を刺し違えて死ぬか首を括ろうやと真顔で話し合ったと。もうそれぐらい悲壮な決意だったそうです。もう本当、その3年間、毎日、寝ても寝れない。そんな日々を送ったそうです。その間、これ話長くなるので、端折りますけれども、相当な苦勞、じゃあすぐにその稚貝を植えてから、養殖してからすぐにうまくいったかと、そうではなくて、散々、紆余曲折した挙句、研究に研究を重ねて、こうしたらどうか、ああしたらこうだ、失敗しては立ち上がって、いや、こうしたらうまくいくんじゃないか。やっとな、その、うまくいく、うまくホタテが大量に獲れるまでになるまでの道筋をやっとなの想いで辿りついて、それで、結局その、あまりにも熱心に、もう命を懸けて取り組む姿に心を打たれた研究所。それから金融機関。はじめは道庁も、金融機関も、まったく相手にしなかったそうです。そんなリスクの多い事業に誰が投資なんかするかと。融資すらしてくれなかった。補助金もおりなかった。ところが、その姿、その真摯な姿。もう漁師たちもただでさえ少ない収入の中からさらに5パーセント天引きして、そのために出資を募ってですね、事業投資してたんです。そういうことを積み重ねた結果、その組合の自己資金に加えて、道から8,000万円の助成金。系統な金融機関から融資1,600万。そして国の過疎地特別振興対策事業の補助金4,000万。総事業費4億2,000万という巨額のお金を投入して、それではじめて、その産業として、結局その、大規模な放流事業しない限りは、あっという間に、いろいろ、ヒトデとか天敵なんですけどね、そういうのにやられたりとかして、なかなかうまくいかないということがわかって、結局その、大規模放流するのにそのぐらいの事業費がかかるということで、そういう融資にこぎつけたわけなんですけども、結局ですね、これ、うまく行って、もう、しまいには放流した貝と共

存して天然貝まで自然発生するに至るほどの大成功をおさめるわけです。もう、このホタテに猿払の漁民は命を懸けているっていう、この栽培漁業のモデルにしようという強い決意を感じて、この試験研究によって開発された栽培技術のすべてをこの研究所が提供し続けたと。熱い思いがあったからこそ人を動かすわけですね。そういう熱い思いがなければ、絶対に人は動かない。そう思う、本当に典型例だと思います。

そして、結果的に、村税の9割は、現在、平成26年度の決算で、大体、村税6億弱なんですけれども、その9割はホタテの恩恵によるものと言われていています。この町の町税の8割弱がダムの固定資産税であるということと比べると、大きな違いかなと思うんですけど、勿論、ダムの固定資産税もいいですよ。あつていいんですけども、やっぱり自らが勝ち取ったといいますか、産業で稼いだ額ではない。やっぱり町の産業を起こすことによる収益から税金取りたいじゃないですか。やっぱり産業を起こすということはすごい大事だと思って、それが先ほどおっしゃる、観光なら観光でいいんですよ。観光でこれだけの道筋をつけて、こういうふうに町税に繋げていくんだという道筋をつけてほしいなと思ったんです。そこが見えてこないから、町がどういうふうに進化して行って、そもそも、どんなに福祉、福祉って言って、いろんな福祉を、町として町民に良い福祉を提供したくても、収入がなければ、所得がなければ、はじまらないわけですよ。町は元々、比較的、豊かな町、財政に苦労していないから、あんまりそこ、実感として湧かないかもしれないですけども、やっぱりそこはやっぱり危機感を持って産業を生んでいく道筋をつけて行ってほしいなと思うんです。先ほどの11番議員がおっしゃった、財源財源っていうのも、結局、そこに帰結すると思うんですよね。

この町、ホタテ収益の一部を積み立てて基金にされていて、70歳以上のお年寄りに敬老年金を支給していると。老人医療も完全に無料と。そういうのを実現してます。それはやっぱりその産業があるからこそできるんですよ。収入があるからこそできるんです。加工施設も六つも抱えて、この小さい村にですよ、500人弱の人がその加工で雇用されていると。すごいじゃないですか。おかげでその税収が伸びたことで様々な公共施設が建設され、かつては屋根に石を置いて、むしろを戸の代わりにして暮らしていたような漁村に、ホタテ御殿と呼ばれるほどの住宅が立ち並ぶようになり、建設業者も潤い、村の経済も、漁師の所得も、夢のような向上を遂げた。でですね、だいぶ昔の話なんですけども、この第5位、全国第5位というこの実績はつい最近の話ですからね。今も続いているんです。その状況が。何十

年も前に、たった3年、もう首を括る覚悟で、命を賭してやったこの事業が、そうやって実を結ぶようになったと。もう本当にこの、優れた指導者がいたからなんだろうなというふう

に思うんですけども、  
これあの、現状ですね、この現村長が何を言っているかといいますと、過疎振興の投資として、箱物づくりではなく、生産所得を上げ続けられるシステム、仕組みづくりをしなければいけないと言ってるんですね。何故かという、町民が求めているのはやはり続く福祉であると。将来も安心して、この町、村に生きていけるという安心感を得るには、やはり安定して継続される福祉がほしい。でもその福祉の元である所得をもたらすシステムを確立しなければ何もならないんだよと。そういうことだと思います。

この平成25年度の村政施政方針ですね、村長がどんなことを言っているか。私あの、先日、議会でもちよろっと口にした、全協の際にだけ、口にしたんですけども、その後でこれ見つけたんです。この文章。はっと思いました。前後省略しますけれども、肝心なところだけ読み上げます。今後これからの地域資源をさらに有効活用した産業振興、雇用拡大に努め、住んでいる人が住んでいて良かったと思える施策を実行してまいります。今、少子高齢化により、人口減少が進む日本において、猿払村は人口増加を目指します。人口を増加させるための積極的な施策を実行してまいります。こうやって、施政方針で明言しているんですね。私、似たようなことを先日、求めたかと思えます。強い決意とか、意思とかって、そういうことなんじゃないですかね。その、うやむやにね、外部環境のせいにして、だからこの町もしょうがないんだと言っている限りは絶対に良くはなりません。外部の環境を乗り越えてでも、自分達はこうしていくんだという強い明確な意思。これを持つ。そういう強い意味を込めて私はお尋ねしたので、それがあのかんって思うと、少なくともそのようには感じてないので、それを感じるだけのものをやはり、町長自ら明言してほしい。それこそがリーダーシップだというふうに思うので。是非、よろしくお願いします。

ちょっと、私、長いお話してしまいましたけど、ちょっと感想も含めて、町長の想いを一言お聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 猿払村の事例を通して、そこに携わっておられた首長や漁協のその事例をお話いただきました。

全国、津々浦々、本当にあの、すごいなという、思う事例。またそれを導いたリーダーの

人達の姿かたちは私達もよく、時々、私も耳にしながら、勉強なり、自分なりの考えを持つということが私もやっているわけでございます。

いろんな事例がある中で、そして今、只見町はどういう道を選ぶかなというところをまとめ上げさせていただいたのがこういう形になって出てきているということなんです。

それで、いろいろこの流れの中では、先ほど、議員がおっしゃたように、なかなか町民に伝わらないし、全体的にどこを目指しているのかも理解しづらいというお話でしたけれども、基調として、基盤としての、大事なものの捉え方は、まずもってここに述べさせていただいて、あとはその、要は、こういった事例にみられる、トップもしくはあるひとつの山間、経済団体の、ひとつの投資による大きな地域づくりに、事業活動を通じた地域づくりという、そういった事例。今、只見町を目指すその地域づくりが、当然、今の最初の猿払村の村長さんがおっしゃった地域資源の最大限の活用ということは、今、私達も言っていることに、同じ視点は持つておるわけでございます。それが、地域資源のあり方が、そこに言う猿払村の一番のコンテンツはホタテだったんだらうということ。勿論、それ以外にもたくさん、地域資源を活かしながらやっておられるんでしょうけれども、私達はこれまでの経過の中で築き上げてきた文化であったり、地域資源というか、自然との関係の中で恵まれた産物をさらなる活用という意味では変わらないわけですが、それを特化した大きな事業形態というようなものに結び付けていくか、もしくはここに住む、今、我々の一人一人がどういう関わりができるのか。参加できるのか。そういったことを、これをひとつ実践をする中で、言葉だけの情報発信ではなくて、こういったことの経過に沿って、町民参加をいただきながら、その目指すところの活動や行動を共にしながら、実感していただきながら、理解していただきながら、次に繋げていくという形が、まず今、大事なことなのかなというふうに思います。

いろんな事例、全国にある流れの中でも、トップによってガンガンと町が息づいていく町と、我々は今、全員走力の中で、それぞれ参加する形の中で、理解を共にしながら、共通認識を持って取り組んでいくというスタイルを目指していこうということを、これまでも何年か皆さん方と話してきた経過があらうかと思っておりますし、であの、今までもですね、議論しても、我々も当然、全体計画や大きな総枠の流れの中で考え、そしてひとつの具体的な事業を提案させていただいているわけでございます。そういったところを、総論の段階での大きな枠組みの話と、いざそれを予算付けになった時の、やはりひとつ、その理解になってくると、どうしても個別案件的な議論になりがちだったなという思いもありますし、そう

いったことも含めながら、あとは只見の進むべき道は町民参加のための素養を作っていく、そういった感覚や認識を踏まえていくための、それぞれ、振興センターも通した形の中で生涯学習や、いろんなあの、地域活動を通しながらの取り組みをする。そういった重ね、そういったことを積み重ねながらですね、築き上げられていく町の姿というものが私は只見の道筋だろうというふうに思っております。

なかなか、まだまだ、今こんなこと話しても、そのこと自体が抽象的であり、且つ、見えないんだということになるかとは思いますが、そういったことは踏まえながら、具体性を持ってやっていくというふうにします。

いろいろとあの、それぞれ、事例の中での、素晴らしい事例のリーダーの方々の歩みや取り組みは参考にさせていただきながら、私は私なりにこの只見という地域での強さや、把握、掌握すべき、活かすべき素材を踏まえながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 私、あくまでも猿払村の事例の一つとして、良い事例だなと思ったのでご紹介したので、これをそっくりそのまま真似しろとか、同じやり方をしろって言うてるわけではなくてですね、要はどういうことをすることが大きく、その自治体を変えることに繋がっていくかっていうとこの根本的な部分、エッセンスを感覚的に酌んでいただけたらなというふうに思います。

町長はリーダーシップよりも、みんなの合意形成っておっしゃいますけども、先ほど言ったスピードがほしいといった話とちょっと矛盾してしまうので、スピードを取るか、コンセンサスを取るか、決めたほうがいいと思います。もし、町長のような感じで、リーダーシップよりはコンセンサスというのであれば、時間はかかって仕方がないと思いますので。両方は無理だと思います。そこはどっちか決めていただければ、そういうものだと思って納得すると思いますので。本当は私は、みんなは町長の、なんだろう、まず何かを示して、そこにみんなをついてこさせるっていうやり方のほうが物事スムーズに進むんじゃないかなというふうに思うので、是非、考え直してほしいなと思うんですけども、時間がないので。それにもう、すぐに変われといっても難しいかもしれないのでね。あくまでも私の希望でした。

次に移ります。町のエネルギー政策の今後なんですけれども、基本的に答弁、前回質問させていただいたときとほぼ同じ内容ですけれども、私、いつも感じるのは、なんとなく、外

部要因任せだと、人任せな感じがしてしまうというのが否めません。というのは、電源開発さんがどうしようとされているか。大きな発電事業者ですよ。発電している。今、中・小、もう本当にあの、電源開発さんと比べたら、ものすごい弱小、零細と言われるような規模の発電事業者ですら売電を試みようとして、小さな発電会社、売電会社つくろうとしています。発電と売電と両立させるような会社が、ちっちゃなちっちゃな会社がポコポコと全国で生まれています。その中において、電源開発がそういう方向に進まないって、絶対言えますか。可能性、1パーセントもないですかね。私はそうは思わない。それを自治体として、しかもこれだけの大きなダムを抱える町として、ダメもとでもいいから、働きかけ続ける。それぐらいの積極的な、こちらから、自らアクション起こす取り組みをしてもいいんじゃないかなっていうふうに思うんです。今、現状、こうこう、こうだから、できませんじゃなくて、いや、今、こうこう、こういう状況だけでも、自分達はこういう方向に持って行って、町をこういうふうにしたいから、なんとか協力してくれと。こういうふうに変えていったらどうですかと。その働きかけをしませんかという提案をしているわけですので、その積極的な姿勢っていうか、行動を示していただけないということは、結局はやる気がないとか、あまりそこには重点は置いてないのかなというふうに判断してしまうわけですね。それだけじゃなくて、町の、私はもう当然、町の自然エネルギー等を使った、エネルギーの地産地消がされていくことが、すごく良いと思うんですけども、この町、エネルギーがかかる町だからこそ、エネルギー代がほかよりも、やっぱり低コストですむ町になると、すごく人も住みよくなるし、外からも、人だけじゃなく、企業も、工場も入ってきやすくなるし、ものすごく良い循環を生むと思うんです。これあの、本当に今チャンスなので、このチャンスを逃さないで、それ何年もかかる交渉かもしれませんよ。そんな簡単にいくと私も思いませんけれども、少なくとも、是非これはあの、働きかけつつ、且つ、町内のエネルギー政策も、いろいろ、この振興計画にも若干書いてありますけど、それをどういうふうに具体的にしていくかとなると、個別な話になるとすごい問題ばかりが浮上ってきて、こうこう、こういう状況だから、今は前に進めませんとか、言い訳されるわけですよ。でも、町民や議会が、みんな聞きたいのは、その言い訳ではなくて、外部要因による言い訳ではなくて、外部要因はこうこう、こういう状況だけれども、自分達はこういう方向に持っていきたい。こういう町にしたいんだという意味を聞きたいんですね。その意思を、完遂するには、じゃあ、自分達は何をしなきゃいけないのか。何ができるのか。そこを考えますと。それが仕事でし

よ。それが行政の仕事だと思います。そして、議会も一緒に考える。そういう答弁がほしいなと思うんです。いつも。こういう言い訳の答弁じゃなくて。

と私の主張を話して終えますけども、それに対して、お考えをお聞かせください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今後のエネルギー対策ということですがけれども、電源開発とどういう交渉をしていくんだと。今、先ほど現状はお話申し上げたとおり。ですから、それに対して働き掛けろということだろうと思います。いずれ電源開発だって、どういう選択をしていくのかは、当然出てくるはずだろうし、いつまでも今の形態かどうかは、可能性は、そういったことはあの、当然、電源開発のトップのほうは考えているはずですよ。などの話し合いは、まだしないわけではありません。している状況もございます。一方では、そこがどういう形で出てくるか。そういった話もしますけれども、今後のやっぱりあの、地域企業としての電源開発と、只見町がどういう関わりをもっていくかという視点では、今だってやっておりますし、当然、これからあの、提案を通しながら、今までは復旧だったと。そういったこともあったと。今後はやはり、こういった状況で只見町もひとつのひと段落ついた中で、地域企業として次のまた、使命や役割やそういったものをお互い決していただきたいという申し入れと同時に、我々もその中での連携として、長い付き合いの中で、それがお金なのか、元気なのか、人なのか。いろんな私は可能性があると思うんですよ。事業主としての共同提案であったりとか。そういったことは当然やっていかなきゃいけないし、そういう認識で考えております。

あと自然エネルギーにつきましては、議員の立場にとっては、自然エネルギーがひとつの低コストだという前提で、お話されているんだろうなという、その辺は今のところ、こんなところで、どうのこうの、やり合いするつもりもないし、それは当然、自然エネルギーの活用ということは重要認識で持っているわけです。そういったことを踏まえてですね、そういったことをやるにしたって、それがいつも維持継続と循環できるかどうかのシステムづくりということが課題であるわけですから、そういったことを踏まえての将来の自然エネルギーの利用とその主旨と、何のためにするのか、そういったことになったら、本当に経済的にも、且つまた、地域振興にも繋がっていくのか等々含めて、検討する中で取り組んでいくということには変わりませんので、そういった常時また、いろいろ議員からも、いろいろ意見をいただいて取り組んでまいりたいというふうに思っております。



答弁は、こういった形になっておりますが、当然今おっしゃるような姿勢の中で、企業ともそういった話し合いはしていくと、またしているということをご理解いただきたいと思います。

○10番（石橋明日香君） 終わります。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、10番、石橋明日香君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後1時から、会議、開会いたしますのでご協力をお願いいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

4番、山岸フミ子君の一般質問を許可いたします。

4番、山岸フミ子君。

〔4番 山岸フミ子君 登壇〕

○4番（山岸フミ子君） 一般質問通告書に基づきまして質問させていただきます。

1点です。

健診の検査内容の拡充をということで質問させていただきます。昨今、心臓病や、これ、や、ということでなくて、心臓病で、ということでお願いします。他の医療機関で治療を受けている人が多くなっていることを見聞きします。予防と早期発見・早期治療が重症化を防ぐこととして重要であると思います。その対策の一つとして、健診の検査内容の拡充が必要であると思います。眼底、心電図検査を組み入れることを求めますが、答弁お願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） それでは、山岸議員にお答えいたします。

現在行われている特定健康診査につきましては、糖尿病や脳卒中等の生活習慣病、とりわけ内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの該当者・予備群を減少させるため、保健指導を必要とする方を的確に抽出することを主眼として、各医療保険者が実施主体となり行っているものです。この特定健康診査には基本健診項目と詳細健診項目の2種類があり、それぞれの健診項目、実施方法等については、厚生労働省が示す実施基準によって定められております。お尋ねの心電図検査及び眼底検査につきましては、詳細健診項目に分類されており、基本健診項目において血糖、脂質、血圧、腹囲等の数値が実施基準に該当した方に対して医師の指示に基づき実施しております。心疾患は動脈硬化が原因となる病気ですが、その前兆となるメタボリックシンドロームを早期に発見し、生活習慣病の発症や重症化を予防するために実施している基本健診項目の結果により、心疾患の危険性が高いと判断されたハイリスクの方を対象に詳細健診として心電図検査と眼底検査を実施しているものであります。また、三大疾病と言われる、がん、急性心筋梗塞、脳卒中のうち、心臓病と脳卒中は生活習慣を見直すことで予防できると言われております。したがって、発症したものを健診により発見するよりも、発症を未然に防止する予防活動、健康指導に力を入れて保健活動を行っているところであります。ご提案の心電図検査及び眼底検査の拡充につきましては、住民の皆様の健康をより正確に判断することに資するものと理解しておりますので、医師等をはじめとした医療、保健関係者の専門的な知見とご意見を伺いながら研究してまいりたいと考えております。町民の皆様に健やかな毎日を過ごしていただくことが、活力ある地域づくりの基本となりますので、町民の皆様の健康寿命延伸を図るべく、さらに尽力してまいります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） この心電図検査、眼底検査は、以前は一般健診で検査項目の中に入って検査を誰もが受けることができておりました。今はこの検査が外されていますけれども、何故外されたのか。できないのか。その理由を一応伺いたいと思うんですが。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 今の特定健康診査といった名称での健診が行われるようになりましたのが、平成20年度からということで、それ以前の基本健診におきましては、今ほどご意見ありましたように、別な項目、心電図ですとか、そういったもの含めた中で行われ

ておりました。それがあの、これは町の方針というわけではなく、国のほうの方針として全国的に見直しをされたものでありまして、特にその、町長答弁にもありましたように、内臓脂肪型肥満、こういったものに着目をした検査項目。それに基づいて、まずはその基本健診といったものを行うということで、基本健診と詳細健診と、こういった二段構えの制度に見直しをされたということでございますので、病気を発見するというよりも、未然にその健診において、事前のその健康状態を把握するための、メタボリックシンドローム、それから生活習慣病の疑いがある方、そういった方を発見をするということに主眼を置いた健診に衣替えがされたというふうに伺っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） その、今言われた内臓脂肪症候群。いわゆるメタボリックシンドロームと言われておりますが、その症候群というのは、心臓病、それから脳血管障害、そういうものに繋がってくるものだと思うんですね。ですので、その検査、私は是非必要だと思っておりますが、それでこの当町で、ここ5年ぐらい、3年ぐらいでもいいんですが、疾患別、年齢別、そういう、その、統計調査などをしておられるかどうか。心臓病、脳卒中、病気別にね、あとは年齢別とか、そういう町の人達の統計調査。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、その健診を受けられた方ということではなくて、発症されて、医療機関を受診をされた方ということですかね。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 心臓病が、このところは多い、倒れられる方が多いので、そういう疾患別に調べたものを求めたいんですが、全町民ですね、町民全体でということ。健診を受けられた人だけに限らず、限らず、町民の方が、全体の、疾病別、年齢別な、そういうものが、調べておられるか。おられなければそれで結構です。後からその答えはお知らせ願いたいと思います。

先に進みます。私は今まで何度もこの一般質問で健診の充実を取り上げてきました。その検査の内容も話をしてきました。先ほどあの、申しておられました、この眼底検査は医師の指示に基づき実施しているということ。それを前に聞きました。また同じことを申しますが、眼底検査は動脈硬化の程度、眼底出血。それから網膜剥離など、目視では判断しきれない病

気の発見に繋がるものだと思います。また心電図検査は心筋梗塞や狭心症、不整脈など、まだそのほかにもあると思いますが、心臓の機能をチェックするものです。医師の聴診で、健診では医師の聴診をされておりますが、それでわかるものも、チェックされるものもあると思いますが、検査によって発見できるものもあります。自覚症状としては胸が痛い。肩や背中が重苦しい。肩に痛みが走る。動悸や息切れがするなどがあるようです。自覚症状が現れた時にはすでにだいぶ進んでいることが多いように思われます。そこで、最近、60歳から70歳代の町民の方に、心臓病で若松の医療機関に通っておられる方がよく見聞きします。最近でも心不全で突然亡くなられた方がおられます。また、私の同級生や親せき、それから近所の人でペースメーカーを取り付けている方、何度も心臓血管の狭窄している部分を広げる手術をしている人。血液の凝固を防ぐために薬を飲んでいる人など、身の回りに大変、最近多くみられます。この状況をどう町長は認識されておられますか。お聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、議員おっしゃったように、そういった疾病の、抱えて、いろいろとその医療、診療を受けているという方が大変多いというお話でありました。ですから、そういったことも含めまして、今般の、いわゆる前段の中での基本健診、当初の基本健診から今のメタボリックシンドロームといった、そういった形への基本的な健診に変わった中で、いち早く、ここの段階での、今そういったあの、患者というか、そういったことの疾患で、医療行為を受けてられる、増えているという事実であるとするならば、それが今の現代の食生活であったり、生活習慣から、やはりそういったのが増えているんだなということだろうと思います。ですから、そういった意味においても、この内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドロームの検査といいますか、それを通して、事前、早く、そういったことの改善を図るというような形での形に変わったという流れだろうというふうに思っております。そういうことかなというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 私はその、町民の方で、そういう心臓病でいろんな治療を受けて、若松の医療機関に通院している方が多くおられる。その認識はということでお聞きしましたが、いかがですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） いずれあの、当然、眼科もしくは心臓病となれば、医療行為を受けるとなれば、若松方面のお医者さんのお世話にならなきゃいけないという事実だろうと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 早期発見、早期治療と言われますが、この、私はあの、眼底検査、心電図検査は大事な、まず1回目のその一般健診で受けることが必要だと思っておりますけれども、この検査項目を減らして早期発見、早期治療という言葉は言えないんじゃないかと思えます。重症化をすれば本人の苦痛は勿論、経済的な負担、そして町の医療費の拡大にも繋がるものではないかと思えます。そこで伺いますが、眼底や、これはあの、今日、突然に伺うものであれですけれども、わからなければ後ほどということ結構です。眼底や心電図の検査を追加実施した場合、どれくらいの予算が必要になるか。ここに出なければ後でお知らせください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 健診制度の見直しによりまして、二段階チェックに入っている部分。それを、例えば町独自の方針として追加をして、基本健診と同時に行った場合、ざっくり大雑把ですけれども、年間で250万円ほど、10年やれば2,500万、そういったような試算になってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 第七次振興計画の中身を申し上げます。人が生き活きと地域で暮らせるまちづくりとあります。昨日の答弁の中で、高齢者の生活の充実と地域社会の発展のため、シルバー人材センターの設立は大切であるとのことでした。シルバー人材センターの設立をするための元は人であります。その人の健康が損なわれることがあるとすれば、その機能はできないものであると思えます。厚生省が、先ほどの答弁で厚生省が示す実施基準により定められているので、それを基に町でも検査項目を定めているということでしたが、その眼底、心電図検査の追加は町独自の施策でできるものか。できないものなのか。教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 町の判断でそれを独自で追加をしたいといったようなことで共通理解が図られ、予算の確保ができて、すれば、これは方法としては可能であるというふ

うに考えております。その中で、先ほどもありましたように、健診で病気になってしまった方を発見するというよりも、生活習慣病を予防することによって、発病を未然に防げる。そこに力を入れておりますので、病気になった方を見つけるよりは病気にならないところに力を入れさせていただきたいというのが只見町のその健康づくりの考え方でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） またあの、振興計画の中身で申し上げます。住みやすいまちづくりの項で、保健、医療、福祉サービスをもって地域づくりをし、高齢者が健康で生きがいを持って暮らせる環境の構築を展開するとあります。60歳以上になられても多くの方は健康であり、技術や経験などを活かすことを求められています。とあります。先ほど私が言いました60歳から70歳の方が心臓病で倒れられていたり治療して、そのいろんな地域の活動が狭められているということは現実にあると思います。地域活力の向上につなげるという価値観を共有し、産業活動に携わる人材の宝庫を目指すとあります。そして、健康を支援する環境づくりのほうにも健診事業の充実と受診率の向上が挙げられております。健診事業の充実とここに謳われておりますが、昨年はその人間ドッグに対して補助の措置がとられております。この中にある健診事業の充実とはどういうものを指しますか。どういうことを考えておられますか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（馬場一義君） 健診事業の充実ということですので、実際にその受診率を上げていくということで、健康状態を害されている方の状態を早めに発見をするといったようなことが主眼になってこようかと思っております。何度も言いますけど、健診の事業なんですけども、まずは病気にならないようにということで、今年度、介護予防のブナりん体操などもつくりまして、健康を維持していただくというようなことで取り組んでいるところがあります。それからあと、基本項目にその検査項目が入っていない。血圧ですとか血糖値。そういったものが基準値、その心電図検査等が必要な基準になっている方はその心電図検査を行うんですが、あきらかにハイリスクな方、その方は健診ではなく受診と医療機関での治療です。ですので、健診をやるまでもなく、あきらかにそういった方は基本健診でも把握できますので、その中で即座の受診をお勧めをしていると、そういった状況でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、たぶんあの、議員が心配されておるのは、いわゆる従来の健診から今やっている健診に変わったことによって、心疾患及び眼底というか、眼のね、疾患の発見が遅れたりなんかしているようなことになっているかどうかのたぶん心配なんじゃないかなというふうに思って聞いておりました。それで、今、課長のほうからは今の健診体制が疾病を防ぐ、成人病からの、を抑えながらのメタボリック等々の指導をしながら、そういった予防だということなんだけれども、今の健診においてもはたしてその段階で心疾患や眼底における異常が、即、この段階でも把握できるかどうか。そういったことのその高度さっていうのか、そのレベルが一体いかなものなのかどうかは、やっぱりこれは、ひとつ、お医者さんというか、そういったところの意見等々もやっぱり聞いてみなきゃいけないのかなというふうには今私感じて今聞いてました。たぶん、基本的には今のメタボリックシンドロームの健診という、こういった基本的なものの流れの中でも二段階の検査項目に分かれているという、その発見や異常性のところは、その健診、第一段階での健診の中でも把握できるという前提の中で行われているものだろうと思いますけれども、その辺のところを、やはりこれは確認してみるということも、先ほどの答弁にも冒頭申しましたけれども、医療や保健関係者の専門的な知見を伺いながら確認していくというようなこともまず必要かなと思って今改めて伺っておりました。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 私は健診事業、充実という、さっき、私に言いましたけれども、充実の中にそれがその、心電図、眼底の項目が入って充実されるのかなという期待をしておりましたけれども、そういう返答はありませんでした。

町長が言われたその、私が心配しているその、町民が心臓病の人が多いというところでどういう状況なのかということでは言われておりました。それもひとつはあります。

それで、ずっとあの、この健診のことだけではなくてですね、きめ細かな施策をもって安心して暮らせるまちづくりをすると再三言われております。町民の健康を維持するために健診の充実を図ることもきめ細かなことではないかと思っております。それで、一次健診の時にその、まずは誰もが検査を受けて、それでチェックされた人には二次的に24時間チェックする心電図、ホルダー心電図というのがありますが、そういうところに移行する。それも早期発見に繋がるものかなと私は思っています。私もあの、鎌倉にいる時に、鎌倉市ではもう、一番多く健診を受けているところに、医療機関におりました。2,000人の健診の方をみて、

それで全部、早期にチェックし、その結果を返し、そして、チェックされた方には相当な指導をして、それで二次健診を受けるということを徹底してやっておりました。そのことから、そういう心電図、眼底検査は本当に必要な、なんてことで聞いております。この家族の中で、心臓病に関わらず病人が出ることは精神面、金銭面で大変重苦しいものになります。私はこの福祉や医療、そういうことで質問しておりますが、今まで皆さんの一般質問を聞いております。家、橋、道路、川、山を守ることや造ることも、これも人間が生活する中で大変大事なことかと思えます。ですが、そこに暮らす人たちの健康を守ること。重症化を防ぐことも大事であると思えます。また、振興計画の中を取り上げますが、健康を支援する環境づくりの中に、健診の充実、先ほど申しました。是非、これを町の、先ほど聞きましたら、町の独自の策でできると、可能だということをおっしゃいました。そして年間250万ということできるということです。すぐにでもこれはできるものではないかと私は思います。是非これを早期に、実効性のある施策として取り組んでいただきたいと思えます。

私はこの一般質問が議員活動で最後となります。先ほども言いました福祉、子育て、少子化、人口減など、具体的な提案をしながらやってまいりました。私の舌足らずの言葉で皆さんに想いが十分通じたかどうか、ということはありませんが、今後、一般町民として私の提案してきたことをどう活かされるか、見守っていきたいと思えます。

最後に町長の答弁を伺いたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 健康で、安全安心、そういったための医療、それから福祉関係をしっかりやっていくといったことは再三、議員からも申し入れ、意見をいただき、そしてまた我々もそれに沿ってやってきたわけでございます。そういった中で、ただあの、いろいろ思うことはですね、たしかにあの、それぞれの制度や施策の充実であります。先ほども申し上げましたけれども、今般の一般質問に限って申し上げますけれども、その、健康づくりでありますし、先ほど心疾患や眼の関係で、たくさん、若松や新潟・小出方面だと思えますが、行っているという事実はですね、やはり早期の発見と同時に、また、そういったその発見を通しながら、そして医師の指導も含めて、そして日頃の自分自身の生活習慣やそういったものに対してどう改善していくかといったようなことの啓蒙、認識も併せてやっていくことが大事なんだろうと思っております。つまり、当時の健診の中身と今般やっている健診の中身によつての、結果として今そういった医療機関に受診されているという結果であるとするなら



ば、これは大変なことでありますけれども、そういったことでない、それを防ぐための今の健診体制となっておるわけでありまして、議員がおっしゃっておられるような、毎回毎回ここでおっしゃっていただいた心配ごとに対しましては我々も取り組んでまいりましたし、これからも取り組んでまいります。今、併せていただいたような意見がですね、先ほど申し上げましたように、改めて健診項目に入れるべきことよっての成果や効果といったような、きちんと差があるんだというようなことであれば、それは当然、対処する、改良していくということであろうと思います。そういったことも含めて専門家との意見を踏まえてやっていくことは必要だと先ほど答弁で申し上げたとおりでありますから、どうもあの、いつも町の施策が、山岸議員にとっては、非常にあの、まだまだ手が届かないと、いたしかえしという想いがたくさんあって、これまでもたくさんの意見をおっしゃっていただいたんだろうというふうに思いますけれども、そういうことはなく、我々町も十分、とれるべきことはやっているし、またこれからもやってまいります。当然、必要に応じて、欠けているものがあれば足していかなきゃいけませんし、そういったことをですね、取り組んでまいりますから、引き続きですね、立場が変わりましても、いろんな形の中でまたご意見もいただければなというふうに思っております。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。横から口を出すような感じで申し訳ありませんが、本当にあの、いろいろご提案いただきましてありがとうございます。実はあの、昨年、町長と三条市の市長さんにお会いして、そういった中で様々な連携を図っていかうという、産業関係もありますが、その中で、ひとつあの、スマートウェルネスという言葉があります。カタカナですみません。スマートウェルネス。高齢化を悲観的に捉えないで、長寿を手に入れたことを喜ぶまちづくりと。ですから、明るく、楽しく、元気よく、健康で幸せに暮らすということですから、どうしても高齢化というと、残念ながら悲観的な面があるんですが、決してそうじゃなくて、様々なご経験とか、いろんな知識持ってらっしゃるわけですから、それを長寿という社会を手に入れたんだということを本当に喜ばれる地域づくりをしていきたいというのが三条市は今それをやっております。それで、そういったことでさっき保健福祉課長、予防ということを言いましたが、併せて今度、三条市に新潟県中央病院という500床のベッド、500ベッドで救命救急センター機能も備えた2.5次医療の医療機関を設置

するという事とも、知事もこの前、記者会見されました。そういったこと含めまして、今ほど山岸議員がおっしゃっていただいたご提言はとっても大事な事だというふうを受け止めておりますので、今ちょっと、三条市との関係も含めまして、そういった方向で今、山岸議員がおっしゃっていただいたご提案のその主旨を十分踏まえて取り組んでいきたいということで振興計画もまとめさせていただきましたので、少しあの、付け加えたような話になりますが、その点、ご理解、ご指導をお願いしたいと思います。

いろいろご提言、誠にありがとうございます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） ご答弁ありがとうございます。

1点、先ほど言いました、当町での疾患別、年齢別ということを行いました、町の人達の動向を知るうえで大事な事かなと私は思っていますが、是非、そういう取り組みをしてなければ、していただきたい。そういう状況を把握してほしいと思っております。

以上です。ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、4番、山岸フミ子君の一般質問は終了いたしました。

続いて、1番、中野大徳君の一般質問を許可いたします。

1番、中野大徳君。

〔1番 中野大徳君 登壇〕

○1番（中野大徳君） 通告に基づきまして、一般質問をいたします。

質問事項。一つ、役場新庁舎建設についてでございます。質問の趣旨といたしまして、役場新庁舎は二度の不落、不調となりました。町当局及び議会はこの原因を精査し、只見町の表玄関となる地域であることや場所の諸事情を鑑みると、速やかな対応が必要と考えます。町当局の考えをお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 中野議員にお答えいたします。

役場新庁舎建設についてということでありまして。役場新庁舎建築工事に関する不落、不調の原因でございますが、昨年6月に執行いたしました入札が不落となった大きな要因は鉄骨工事費の価格乖離と冬期間工事の考え方でありました。そういった部分を解消すべく設計の一部見直しを行い、本年1月に入札の公告を行いました。残念ながら参加申請がなく不調

となったところであります。今後であります、議員がおっしゃるとおり速やかな対応が必要であると私も認識しており、できるだけ早期に安全な庁舎を建設するという方針に変わりはありません。昨日の一般質問でもお答えいたしました、積算の見直しや設計変更が必要となっております。議員各位や町民の皆様のご意見、ご理解を頂戴し推進したいと考えております。なお、予算措置等についても3月会議に補正予算として庁舎新築工事関係予算を一旦減額するとともに、設計変更業務に係る委託料の増額補正をお願いしております。また、設計変更が完了いたしましたら速やかに工事関係予算の議決をお願いする所存でございますのでご理解くださいますようお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 昨日、9番議員、8番議員、5番議員と同じ質問、私で4人目となりました。昨日の質問を聞いていまして、大変に残念な結果だと改めて感じた次第であります。平成22年12月、地域計画審議会からの同一敷地内に庁舎を建設する旨の答申を受けスタートしました。そして、先般の入札不調まで、様々な事案が発生いたしました。以来、5年余りの間、平成23年の東日本大震災、同年、29日、7月の29日でした、の福島豪雨です。思いがけない出来事が発生して、今考えますと、途中にはあの八木沢地区の甚大な被害もありまして、早急な避難所の整備、そういったこともありました。そういった事案がなければ、このような事態に陥っていなかったかもしれません。これはどうしようもないことであります。

担当課長にお伺いします。答弁書にございます住民の皆様の要望に応えるべく、議会と共に一日も早い庁舎建設を進めることが町の責任と考えているということでございます。現、この段階での最良の方法としてのこの回答ということよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 町の考え方、方針についてであります、ただ今、議員おっしゃったとおり、町といたしましては、やはり今までおっしゃっていただいたとおり、平成22年に答申をいただいてから、平成24年からプロポーザルということで現在の設計に至っております。その間、3年間を要しまして、町民の方々からご意見をちょうだいをしたり、プロポーザルの委員の方、町民の方にも入っていただきましたし、公開での審査も行っていました。そういった積み重ねを大切にさせていただき、現在のものをなんとか良い形で完成に向けていかなければいけないなというふうには考えてございます。そういった中であ

りますが、昨日らいのお尋ねに対しまして、若干、言葉足らずだったなというふうに思います。現在の計画、町としましてはそういった考えを持ってございます。しかしながら、住民の説明会でもご意見をちょうだいしましたし、議員の皆様方からも様々ご意見をちょうだいしております。そういった中で新たな方向に向かっていくために、白紙というようなご意見もございましたし、そういったものを選択するうえで、現在のものがどういう可能性が残されているのか。どういった変更をすれば建築に向かって進められるのか。そういったものを改めて構築するために設計の変更といいますか、協議をさせていただきたいというものであります。それをもちまして、議員各位、そして町民の皆様方とご相談をさせていただきながら、どういった方向がいいのか。まずはその方向性を見定めるために今般の設計の変更をお願いをするものであります。その中で、様々、町の考えといたしましては、今申し上げましたように長い年月と多大な経費かけてまいりました。基本設計、実施設計等で7,000万余の金額がかかってございます。こういったものをできるだけ無駄にしたくないということもございます。繰り返しになりますが、その間、携わっていただきました町民の方々、多くの方々に、さっきも申し上げましたが関与をしていただきました。プロポーザルの場であり、あるいはワークショップの場であり、あるいは町民公開での審査の場であり、様々であります。こういった想いも最大限、新しい庁舎に引き継いでいきたいなというふうに思います。しかしながら、想いだけではなんともなりませんので、今申し上げましたように、現庁舎、考えを活かしながら新たにどういうふうな形であれば、議員の方々もおっしゃっていただいておりますけれども、早期に安心安全な庁舎を求めるということに対しまして向かっていけるのかということをもまず協議をさせていただくために、私ども、こうなったらいくらかかるんだというような積算が残念ながら可能でありません。そういったことを業者さん、専門の立場で、たたき台という言い方が正しいかどうかはわかりませんが、そのものを作っていただくということでの今般、見直しをする。そしてその方向に進めたい。そのための経費をお願いする。それが現時点での責任というふうに考えてございます。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 財政の担当者にお聞きしたいことがございます。まず、町の財政を預かっていらっしゃるプロの方々、昨日、8番議員が危惧されていたと思います。説明会の写しにもあったと思います。この人口減少が否めない中で、減少したからいなくなってしまうものでもございませぬ。コンパクトではあるが、50年から60年は使わなければならな

い庁舎への投資について考え方を改めてお聞きいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 各振興センターの住民説明会の中でもコンパクトな庁舎を望むということで、また少子化があるということで、財政運営に対するご心配の意見はありました。そのうえで一日も早い庁舎の建設をとというのが主な要旨だったなというふうに思っております。今般あの、様々ございますが、特にあの、町長、平成20年の12月に就任されて、その後21年から庁舎建設という方針、考え方がございまして、その基金を積み立てるようという指示がありました。そういったことと併せて、すでにあの、優良債で借入するというので、一般単独債を極力減らすということで、起債を減らすという二つの考え方でやってきました。ですので、全会計で言えば、ざっと言って基金がプラス30億円。借金がマイナス20億円ですから、トータルで50億円の効果があったということが言えます。ですが、ここには豪雨災害復興基金もありますので、単純にトータル50億円の効果があったということとは言えないと思います。真水でどうかと。そういったときに一般会計ベースで考えた時に、基金で20億円。約。そしてあの、町債で10億円。ですから、合わせて30億円のそういった積立と借金を返すという効果がございました。ですがあの、先ほど言っていたいただきましたし、昨日もございますが、どうしても、いわゆる建設コスト、イニシャルコストの負担のことをたしかに大事ですが、やっぱりランニングコストということをよく考えていかないと、ランニングコストは本当に10年ぐらいでイニシャルコストに追いつく、甚だしい場合がありますので、そこを考えていくといったことがあるかと思えます。ですから、公共施設の計画を国土交通省のほうでも社会資本整備と併せて、道路も含みますが、ちゃんと造りなさいよと、そういう計画的なことを持っている者にしか対象にしませんよ。計画ない自治体には交付金、交付しませんよ。というふうに時代は変わっている。ですからそれを今回しっかりつくりたいと。そして、それはあの、地元の建設業者、いろいろ業者さんいらっしゃいますから、工務店も官業者もありますから、やっぱり地元の方にそのメンテナンスをやっていただく、地元にお金がおおりるといことも併せてやっていくことが地域の循環に繋がるといことありますから、それも併せて考えていくことが必要だと思っております。ですからイニシャルコストにあたっては、一般会計ベースで言って公共施設の基金も議会のほうで議決いただいて、従来なかった基金をつくっていただいて、公共施設を整備するための基金も積立させてもらってますし、財政調整基金もあります。そして、優良債で借入して町

債を減らすということで、合わせて約30億円という財源でやっております。ですから、イニシャルコストのことと、あとはこの後、様々な、昨日もありましたが、例えば文化センター、文化ホールがほしいという話がありました。ですが、それにつきましても、様々な検討がなされて、只見振興センターという形になりましたが、これをまた、例えばまた文化ホールをまた造るんだということになれば、今度、文化ホールのほうは正直言って負担になってくるのかなと思いますけど、今考えられているものについては、教育委員会で今考えている奥会津学習センターとか民具の収蔵展示施設も当面、収蔵に専念してやるという方向が前回出たという報告も聞いておりますので、そこまでは考えた中での財政運営は可能だというふうに判断しております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 1回目の入札は非常に大きな乖離が出ました。鉄骨工事費。もう一つは冬期間工事の温度差が大幅な乖離をまねいたということでもございました。2回目に入る前、全員協議会ございました。私は、たまたま用事がありまして早く帰ることになりましたが、様々な意見が出されました。しかし、この、私は、その全員協議会は、議会意思というよりは、議会の統一した意見が図られなかったと理解しております。残念な結果で終わってしまいました。2回目。結果的に応札なしと。今、考えてみますと、たまたま今、議会だよりの編集委員をやらせていただいております。その1ページに、教えて議会のこと、というページがございまして、今回、たまたまその二元代表制というものを取り上げることにしました。ご存知のように、文献などを見ますと、よく車に例えられます。車の、当局と議会は車の両輪であると。研修でもそう教わってまいりました。例えば、片方のタイヤが早く回りすぎれば、曲がってぶつかってしまう。目標地点までは行けないということでもございます。同じスピードで回らなければまっすぐ進まないというふうに教えられた記憶がございまして。今、ちょっと振り返りますと、やっぱりそのあたりが、反省しなければならないことなのかなと思いますが、町長はその辺はどうお考えでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 昨日の一般質問でもお答えしております。これまでの取り組みの中での議会との意見交換の、さらに詰めたひとつの理解を図るべき時間と丁寧さが必要だったということは私のほうも感じております。また一方では、やはりそれは、私の考えは、それはやはり、お互い様のものでなければ、今言ってもらった二元代表、車の両輪ということには

ならないということであります。したがって、私も求めたかったし、求めているのは、全員協議会の中での、あの場での、賛成・反対の多数は諮られるべきものではなくて、そこでそれぞれの意見の食い違いや、そこを本来、もっと意見交換をすべき場所だったのに、ああいう結果になったのは非常に私としては残念だったなというふうに思っております。ただ単に数として、反対7名、賛成3名といったような数ばかりじゃなくて、その反対なら反対の中身のやはり精査なり、そこをこの意見というものの、もっとざっくばらんな意見交換が必要だったろうというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 反省もあるということでもございました。最初の趣旨に戻りますけれども、やはりこの原因を、よく言われるスピーディーに精査して、表玄関を整えなきゃならないと。連動して中心市街地活性化もございます。只見線の全線復旧運動もございます。中心市街地においては来年から補償交渉も始まるやに聞いております。当局も、町民の皆さんも、目標は同じだと認識しております。昨日の資料も見せていただきました。私は今まで5年をかけて、この入札までこぎつけた事実。それから、やっぱり今の、今こそですね、やっぱり、左右の歯車を組み合わせなければならない時かと考えております。

これで質問を終わります。

最後に町長、何かあれば、お答えください。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 先ほど、10番議員から、振興計画も含めて、その中で、町長のリーダーシップというものを、もっと全体構想と目標を持って過ごして、そのうえでそれぞれの各施策、個別事業がどう関わってくるんだというのを示すのが町長の役割だというふうにおっしゃっていただきましたが、今般この庁舎問題に関して言わせてもらえば、やはり庁舎そのものは耐震性がないという中から6年前にスタートしたものであります。そして、その時の庁舎に対するコンセプトは皆さんとご相談しながらつくりあげた五つのコンセプトがございました。そして、そういったことの計画とその庁舎建設が、の話題というか、そういった話の中で、今度、改めて県のほうが、289のこの駅前からの道路計画の提案を前倒し的に持ってきていただきました。そういった流れの中でまた国のほうの制度設計の中での中心市街地活性化法案の整備がなされたわけでもございます。そして、おりしも、23年の災害においては只見線が不通になり、現在も復旧しておりません。そういった課題の解決。そして、

今、289の開設目標が、目途が10年以内。もしくははっきり言えば、あと7年といったような私は想いで受け止めております。そういったことがありましたから、先ほどの政策課長のほうからも三条市との関係の中での政策協定を結びながら、戦略を取りながら、やっついこうという、もう時代に入ったんだというような時代の流れ。そして只見川の、田子倉ダムの下あの橋もやっとな電発との関連の中で話がまとまり、橋梁の復旧にも入っていくと。この橋の復旧が30年当初にできそうだという話にもなってきた。そういった流れの中で、あそこのこの一帯の地域は、田子倉ダムという只見に来る観光客を受けるマスの観光施設があって、且つ又、振興公社が担っている旅行村はじめいろいろの施設がございます。そういうものをこういった流れの中で、どう一体的にまとめ上げて、作り上げていくかが、今まさしく喫緊の課題であるにも関わらず、今ここで、非常に庁舎という建設の当初のインシャルコストの問題点が今浮き彫りになってしまって、非常に残念でなりません。非常に確かに、施設建設を行う時期においては、震災以降、極めて不幸な社会状況でもありますし、この状況はまだ当面、収まらないだろうと。これから東京のオリンピックも始まりますから、まだまだ東北の復興は時間がかかります。そういった状況の中では厳しい状況でありますけれども、安全安心の庁舎を造らなきゃならないという、その前提と、併せて今後の只見町のまちづくり。特に只見の玄関口であるこの只見地区の、とりわけ商工関係の中で元気が落ちてきているこの地域を、どういうふうにまとめあげていく、まとめあげるべき、それぞれの状況と条件が揃いつつある中で、ここをやはり俯瞰しながら、庁舎というものをどういうふうに捉えるかという観点が私は必要だと思います。その時に、14億が、元々、14億ということは、今非常に既にこのこと自体が、たしかに大変なお金です。たしかに大変なお金ですけれども、それが今の状況の中で、今、我々が皆さんとご相談申し上げながら、お願いして出来上がってきた設計の中身が、はたして華美で、本当に贅沢なものなのかどうか。私はそうは思っておりませんし、そういう中で皆さんの声、それはいろんな声はありましたけれども、最終的にはこれでいこうという形で一旦まとまったことは事実であります。ただ幸いそれが落札に結ばなかったんだというところを、今後はまた皆さんとどうしたらこれを乗り越えていけるのか。これが今、喫緊の課題だろうというふうに思っております。そして、先ほど総務課長が申し上げたように、この14億の今回の補正で減額させていただき、そして且つ又、併せてこれからも引き続き継続的に、今般、これまできた流れの中で築き上げてきた庁舎に関する設計を基本としながら、はたしてこれでいけるのか、いけないのか。14億という中で本



当に収まるだろうかと。設計見直しをしても。いや、やってみたら、やはりまた年度変わったし、積算単価も変わったんだから。そしてまた、それぞれのご意見をいただいた中では、やっぱりこれでは収まらないじゃないかと。14億超えるかもしれません。そういったことも含めて、出させていただくための補正であって、そういったものがなければ、その後、みんなとじゃあ庁舎をどうするんだという、渡り合えるその材料がなくては、白紙の状態で話し合ってたって机上の論理にしかありません。心情的な。やはりやるべきじゃない。もっと遅らせるべきだ。もっと別の方法だといったような。そういうことではなくてもう、喫緊の、現実的に迫った問題でありますから、そういうことをただき台とさせていただくための設計の見直し等々を図りながら、そして且つ又、それを皆様方に提案して、状況を説明させていただきながら、どうしようかねという話になるんじゃないのかなと、私はそう思っております。ですから、今般、そういう観点からですね、どうぞあの、趣旨を踏まえていただいて、役場庁舎のことにつきましては、今あの、先ほどランニングコスト、イニシャルコスト、十分、ランニングコストも考えた庁舎にもなっておるはずでしょうし、今たしかに14億大きいですけども、これから50年、60年と使っていく。そしてこれから、先ほど申し上げました、この地域の地域振興が今総合的にみんなと考えあわせて、つくりあわせていく。それを出していくことがまた改めて、只見線の復旧にも向けた強力な、国や県、JRに対する要求ができるんですよ。なんにもしないで、なんにもそういった構想を持たないで、JRにこれから何べん行ったらってJR応じませんし、国だって、そんなだったらなかなか難しいねという話になるんじゃないですか。だからこういったことを踏まえて、どうぞこの庁舎もその一つなんだと、そういった全体の今、只見町が今迎えている、この地域が迎えている、非常にチャンスと、非常に危機的な状況ではありますが、一方ではチャンスということが、なんかこう、めぐり合わさって、今、流れが重なってきている。これを我々、どう活かすか。その視点で議論させていただくことが大事じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 1番、中野大徳君。

○1番（中野大徳君） 予算がなければ机上の空論ということは認識しておりますので、慎重且つスピーディーな対応をお願いして終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、1番、中野大徳君の一般質問は終了いたしました。

続いて、7番、酒井右一君の一般質問を許可いたします。

7番、酒井右一君。

〔7番 酒井右一君 登壇〕

○7番（酒井右一君） 通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

私、最後になりましたので、聞く分が粗方終わってしまったという印象の中で、議会はルールにしたがって、ルールから始まってルールに終わるということを、一般質問に対する討論はルールなき討論になってはいけませんので、それを踏まえ、真摯にお願いいたしますので、よろしく申し上げます。

木を見て森を見ずというような言葉もありますが、そういうふうなことにならないよう申し上げます。

まず質問1ですが、第七次振興計画の核心は何でしょうか。第六次前計画よりも住民との協働の表現が弱いが、住民協働について後退されたのか。また、住民協働は今後どう進められるのかお伺いいたします。

2番。只見町の将来について。昨年9月議会における質問の折、私は只見町の滅亡・消滅。これを憂いまして、滅亡・消滅しないのかと質しましたところ、明確な町長からの答弁がないまま今日に至っております。只見町の人口ビジョンが示された今、人口減少を止め、只見町を消滅・滅亡の危機から守るために今何をすべきか問います。また、当時ではありますが、昨年9月、私が提案をしまして、人口を増加させるための新生児から只見高校卒業までの、これは、高校を守るためでもあります、児童・生徒を持つ親の一切の経費を税金で賄ったらどうか、支援したらどうかということをお願いしたところ、第七次振興計画の中で検討をされると。これは議会報告にもそう書いてありますが、いかがでしょうか。

それから3番目として、これあの、予算書の提出もない段階で説明もなく、また今回、繰越明許費もない状態での質問でありましたので、このようになっておりますが、今は状況が変わってありますが、平成23年の7月29日豪雨災害の裁判について。町長は今後発生されると思われる裁判に関する費用をどう賄われるのか。

この3点についてお伺いいたします。

それから申し上げますが、答弁書にあります、2番、只見町の将来について。この答弁書の、改めてではありますから、今後、目指すべきことまでについては、よく理解いたしましたので省略していただいて結構です。大変恐縮ですが、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） それでは、酒井議員にお答えいたします。

第七次振興計画の核心は何か。住民協働の表現が弱いとのご質問ですが、今次計画では、住民が主役のまちづくりを5本柱のひとつに掲げておりますので、より踏み込んで共に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には地域や住民組織等と話し合いを持ちながら権限の移譲等を含む改善を検討してまいりたいと考えております。

それで、次がよろしいとおっしゃったのでしたっけ。

○7番（酒井右一君） 中段まではよく承知しておりますので、中段から下段について、よろしくをお願いします。

○町長（目黒吉久君） それでは、中段からでよろしいというようなお話でしたので、どこからということ、ちょっと、

○議長（齋藤邦夫君） いや、一般質問ですから、最初からやってください。

○町長（目黒吉久君） ということですので、そうさせていただきます。

改めてではありますが、では改めてではありますが、地方自治体は今まで明治以降の国の近代化政策・市町村制、その後昭和20年代以降の戦後復興・民主化政策、昭和の大合併、そして地方分権改革・平成の大合併と続き今日に至っております。特に本町は昭和25年に国土総合開発法が施行され、電源開発事業が始まって本町の様相は大きく変わりました。また、昭和45年にいわゆる過疎法が制定され、この頃から盛んに過疎という言葉が使われるようになってまいりました。日本は資源が乏しいため産業の技術力を磨き、生産性を上げ、貿易による輸出産業で国を成り立たせるという考え方から、地方の若い労働力は金の卵と言われてきました。このように長年、地方には人と資源の提供という役割が期待されてきたと言っても過言ではありません。このような時代背景等を省みて、本町は平成の合併を選択せず、自立の道を選択いたしました。その考え方が前小沼町長時代に策定した第六次振興計画で掲げたブナと生きるまち 雪と暮らすまち 奥会津只見の挑戦 真の地域価値観の創造に至った訳であります。今後目指すべきことは持続可能な環境・資源の利用と地域の社会経済の発展であります。町内産業について、人と自然の共生という理念の下、産業と観光交流のコンテンツづくりに力を入れ、選ばれる地域づくり・モノづくりに努めてまいる考えであります。

また、少子化対策につきましては、当町における最重要課題の一つと捉え、各種施策を様々な角度から推進し、総合的に取り組みを進めているところです。その中の一つである子育て支援につきましては、只見町子ども・子育て支援事業計画に基づいて、子どもの施策の総合的、効果的な推進、町全体で子育てを推進する体制の整備、町民全体の支え合い意識の向上に向けて継続的な事業の実施に努め、共に力を合わせて主体的に行動し、取り組んでまいりたいと考えております。学校教育に関する経費につきましても、これまで学校給食費への補助、世帯の年間所得の状況等により学用品等を支援することなどをしております。

次に、3番目、23年の7月29日豪雨災害裁判についてであります。平成27年1月22日付で福島地方裁判所会津若松支部に訴状が提出された平成27年（ワ）第3号損害賠償請求事件の裁判に関する費用であります。平成27年度一般会計当初予算にて弁護士委任のための予算を可決いただき執行いたしました。平成28年度につきましては、平成27年度予算残額を翌年度に繰り越して執行すべく繰越明許費として補正予算の提案をいたしております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 粗方の話を、これまで皆さんの質問から理解いたしましたので、若干、質問の順序を変えさせていただきます。

まずあの、只見町の将来についてということで、少し、まだわからない部分がありますのでお伺いいたします。参考までに、目黒町長、就任されたの20年かと思いますが、20年の、平成20年の人口が何人か。それから、現在、直近の人口が何人か。これは担当説明員の方で結構ですのでお答えください。あと、できれば、計算機持たないので、その差を示していただきたい。

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） 今ほどのご質問の平成20年4月1日現在での人口につきましては5,243人。直近ということで、平成28年3月1日現在の人数が4,574人で、差が669人になってございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 議長、資料というか、新聞記事のコピーなんです、お配り願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まずあの、新聞記事は、これはあくまでも参考であります。私の論拠の参考であります。昨日の新聞でありまして、私は他の議員に示されまして、おお、そうかと思って見た次第でございます。内容、この新聞記事の内容については、要するにシングルマザー、ファザー世帯、川内に移住しませんか。住宅転居費を補助。それはいろいろな補助があるという理由から来てくださいよ。川内村は他とは違いまして暮らしやすいですよ。とまあ、こういうわけでございます。さらにあの、実は長野県が、昨年、もうこれは年を越しました。昨年、打ち出しました構想も、部分的には違いますが、これと同じような構想であります。つまりこれは独自性を打ち出して、これはもうとても駄目だから、税金でとりあえず最低限の人口を担保しましょうということだと思えます。いずれにしても、その人口減少対策として、あらゆる手段を尽くして、尚、やむにやまれず、これは消滅・滅亡という選択よりはいいやということだと思えます。振り返ってみますと、私も3年前に同じような提案、同じ提案をしております。その時も確か、検討するということでありましたが、先にもうすでに長野県、川内村等がやっつけまわられましたので、3年前に発想はありましたが、実質的にはなんの進展もなかったということでもあります。

それであの、ここで伺いますが、町の存亡をかけた人口対策であることは間違いありませんでしょうか。今これから第七次振興計画に謳われておるその人口対策については、町の存亡を掛けていると言って過言ではないでしょうか。人があってはじめて、人と土地があつての町なものですから、改めて伺います。町長。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 人口対策。大変、先ほどらい申し上げておりますが、大変大きな課題でありますし、重要事項であり、重要な施策に結び付けていかなければいけないというふうに思っております。ただ一方では、もう一つは、人口という数だけにとらわれないという視点も今、私達はしっかり見つめ直さなきゃいけないという、そういう視点も大切かなというふうに思っております。そういったことを踏まえて、それぞれの政策を積み重ねていく、全体的なそれぞれの振興計画もまた5本の柱になっておりますが、そういったところを充実させていくということがまず、これも大事だというふうに思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 町長はその、何かこう言うと、もう一方の言語をはためかせるというか、ひるがえされるというか、そういうふう聞こえてしまいます。

ただ、再三、皆さんおっしゃってますように、リーダー、武将。戦国自体に例えれば。この戦に負ければ滅亡するという、絶えずその危機を背景に背負っております。そういう中で武将とは、絶えず選択と実行を迫られており、自分達の陣地を奪われないために、できる選択を可能な限り突き詰めて、そして勝ってきたのであります。でありますから、一方ではこうだと。他方ではこうだと。みんなわかりますから、リーダーとしてやっていただきたいことがあります、これから申し上げます。

今の款、項、目、節。款、11款でしたか。これについては、それぞれ議会費から消防費まで。ところがその人口対策については教育費であってみたり、いわゆる保健福祉課、項でいいますと3ですか。であって、款でいいますと3ですか。各セクションにバラバラにやっております。今のその予算のあり方というのは性質別ではなくて目的別にとっておりますので、目的を一つにして、それに向かって予算を張り付けていく。予算を張り付けていくとは、その予算は実行予算ですから、その目的を実行予算として執行し、成果を上げていくというのが、この目的別予算のあり方であると信じております。でありますから、今、教育委員会で抑えられておられる未来の自分づくりですとか、あるいは様々な生徒・児童対策。あるいは保健福祉課で抑えておられます児童福祉あるいはその他のその、いわゆる国側でいえば児童手当も含まれますよ。特別児童扶養手当もあります。そういったものを一元化して、もうひとつその、滅亡しないための対策特化予算のようなものを、11款の中のどこかに設けて、目的を一つにして結果を生み出していくというようなことを具体的にできないでしょうか。それを強くお伺いいたします。それは9月にも申し上げました。それから振興計画の説明会の全員協議会でもお伺いいたしました。言い直しますけれども、長野県なり、この川内村にしても、これはその町、あるいはその県に住めば、子育てができると思えるような取り組みを単独路線とする。そういった考えを予算なり政策で具現化したものというふうに思います。そういった単独路線を含めました、先ほどあの、山岸さんからもおっしゃられましたが、そういった部分も含みまして、予算それから振興計画の中で、はっきり、このところを押さえた行政執行が向こう10年間の間にできないものではないでしょうか。これをお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 予算書のお話もありましたので、私から、ちょっと時間をいただきたいと思います。各関係課と様々なところが力を合わせて一本化というか、力を合わせてやりやすい行政を、子育て支援というか、少子化対策をやりましょうということと、予算書の一つにしましょうというのは、ちょっと違うなというふうに思ってます、ご存知のように地方財政計画があって、総務省のほうで示されている款、項というのは、決められたものがありますので、目は独自でつくることはできるかもしれませんが、款、項っていうのは示されたものがありますので、それに議会費から13の予備費まであります。あとは節も1節から28節までというふうに決まっていますので、それは総務省のルールだということをあらかじめお断りしておきます。そのうえでの連携を図って、体系立ててやっていくべきだということのご意見であれば、またそれはそれでわかります。

○7番（酒井右一君） わかったということ。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） ですから、予算書の一つにするということは、今の国の指導の中ではできないということです。予算書のことについては、そのことを申し上げました。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） つまり、予算書はそのとおりです。ですから、ブナ関係の目、節もできているんだと、こういうことでありますが、そのぐらいの踏み込む、できるのであれば目、節からでも結構ですよ。特に振興計画なんです、予算は引き合いに出しましたけど、振興計画については、そのへんの触れ方について、触れ方というか、その書き方について、どうもその、各課それぞれがバラバラに書かれておるといようなことを感じますので、予算について、目、節の中で考えていただけるのか。それから振興計画、まだ議決していませんので、そういった文言の見直しができる。この二つ、お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 先日のあの、全員協議会の中で説明させていただきましたが、今回、五つの柱の中の、1番目は自然と共生するまちづくりということで、それがあると。2番目に、文化に根づく人づくりと学び続けるまちづくりということで、将来を担う子供達の教育だったり、家庭教育力、生涯学習、いろいろあります。そして3番目に住民が主役のまちづくり。4番目に住みやすいまちづくりの中に、安心して子供を産み育てられるまちづ

くりという項目があります。ですから、経済的な政策もそうですけども、本当に子供達、また親御さんたちが望むような施策を講じていくということですから、まずベースが自然と共生していくんだということがあって、そこに人づくり、学びづくり、学び続ける。そして住民が主役。そして住みよいまちづくりをつくって行って、働き甲斐のあるまちづくりというふうに、こういう流れで組み立てたということですので、今、議員おっしゃるような考え方でまとまっているというふうに私は理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まだ議決しておりませんので、今後の審議の中でまた申し上げていきたいと思えます。

続きまして、23年7月29豪雨被害の裁判について。これについて、たしか、今の回答書ですと、繰越明許費として提案をしておりますということで、なるほど3月補正予算にありましたので、いやこれ、裁判費用どうするのかなと思いましたが、この心配はないんだというふうに思って安心をしました。

ところでこの、先般、資料としてお出しいただいた、これはあの、只見町長を甲として受任者を乙とする、郡山市の吉津弁護士さんと交わした委任契約の内容でございます。これについてはあの、これでいいんでしょうかね。瑕疵があって、予算執行不可能ではないですか。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 昨年の3月会議におきまして、平成27年度の予算審議をいただきまして、議決をいただいたと。それにつきまして、こういった委任契約を弁護士と協議のうえ、作成をさせていただいて執行しているということでもあります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） それはあの、27年の予算書の41ページにあります。申し上げておるのはこの内容なんですが、内容を見てもみますと、契約の2番の、甲・乙に対し、着手金等々という、着手金（1）は、着手金は本契約締結の時ということでもありますから、4月21日に負担行為を起こしてお金を支払われたと思うんであります。ただ、その下に、着手金ということの、これ記とありますけれども、この記は条文で保証されている記でありますね。通常の、着手金、通常の支払ではなく、タイムチャージ的な方法を取り入れ、総額200万円を限度とし、平成27年度以降、一年ごとに50万円とすると。こう書いてあるわけですか



ら、本来は、先ほど、誰だか、その予算のあり方、総務省のあり方、おっしゃっていただきましたが、これについては、予算を定めた地方自治法の215条でしたか、たしか歳入歳出予算ほか7項目ほどあるんだと思います。議決項目であります。これは。そうしますと、この予算でその、この契約が少し無理があるんじゃないかということでお伺いしておるわけですよ。予算云々については後で予算がありますから。これはあの、着手金のところをとってみますと、繰越明許ではなくて、わかりますね、領いていらっしゃるから。継続費か、あるいは債務負担行為ということが一番馴染むんだと思います。だとすれば、これはその予算が議決した時に議決されるべきであって、あるいは少なくともこの契約を結ぶ以前に議決をしていなければならないということでもありますので、ここに非常な疑問を感じるわけでありませう。これあの、何度も念を押しますが、この裁判というものは、納税者たる町民を相手にしたもので、その費用には、当然、納税者である原告の税金も含まれておりますから、訴訟費用である、訴訟費用でありますから、契約でありますから、慎重でなければいけない。使い方についても、誠にその、慎重でならなければならないという立場でお伺いします。この契約書は今言った理由によって、負担行為時点で、負担行為を起こせない契約書ではないかお伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 契約の内容についてであります。おっしゃるとおり、会計、基本的には単年度決算の原則であります。ここで契約をいたしましたのは、単年度で解決すればこういった範囲内で精算をさせていただくということでもあります。弁護士との打ち合わせをさせていただいておまして、詳細な内容等、一部申し上げさせていただきたいと思いますが、ここでタイムチャージ的な方法を取り入れるということは、昨年の当初予算議決の折にご説明をさせていただいた内容であろうかと思っております。そういった時に、27年度中に解決をすれば、基本的にはここで諸費用発生はしないということにはなってますし、その他、旅費、日当等は着手金に含まれるということになってございます。つきましては当分の間の裁判の維持費用。それがタイムチャージ的な手法を取り入れて着手金をお支払いをするということでもあります。そのほかに議員も様々ご存知でいらっしゃると思いますが、報酬金。いわゆる解決した時にお支払いをするお金というものがございまして。こういったもの、基本的な割合、弁護士とは相談しておりますが、そういったものについて含めて、平成27年度総額200万円の範囲内ということで契約をしたものであります。今般、平成27年度中に

解決が見込める状況に現段階ではないと。5番議員のご質問にもお答えをしましたが、次の日程が平成28年度中に想定をされているということでありまして、現時点では報酬金、27年度中にお支払をする段階にはないということで、残余の金額を28年度に繰り越しをさせていただいて執行にあたらせていただきたいというものであります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 実はあの、私の求めておるのは、その予算のあり方というよりは、この委任契約書の作り方の問題であります。実際に費用支出がこれでできるのか。実はあの、これで随分長いこと悩みまして、様々、各方面に問い合わせをいたしました。県議会の事務局の監査部局、県当局、市町村財政担当ですかね。あと実はあの、法律の専門家さんにも問い合わせをしております。これ、やはりあの、債務負担行為もしくは継続費でなければ支払えない契約であるというのが結論であります。これを見てもみますと、ここに平成27年度当初予算がありますが、ここにはいわゆる継続費の議決もないし、債務負担行為の議決もありません。単純に単年度主義による契約のみであります。でありますので、非常にその、困惑をしておるわけですが、これね、債務負担行為を定めなければならないのは相手方がその契約書、書面をもって、訴訟を提起し、強制的に実現させることができる。そういう可能性があるものについては債務負担行為を起こさなければならない。まさにこれあの、実はこういうわけで支払うことができませんでしたというような類のものではなく、払わなければ訴訟を起こしても取られる経費であると思うんですが、こんなこと、重ね重ね申し上げているものではありませんが、したがってですね、これは継続費ないしは債務負担行為でなければ繰越せない財源ではないかということをもとにして、であるからして、この委任契約書は無理ではないかと。これによる、この契約書による支払いは無理なのではないか。4月21日に起こされた債務負担行為。これは無理ではないかということをお伺いしているわけがあります。全部、確認してありますので、ここでお話になることは、もし別のご意見であれば、それはそれでちゃんとしたご返答になりますので、ご注意ください。お願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 年度当初、予算を議決をいただきまして、相手方弁護士と相談をして、提案をいただいたもので契約をさせていただいた内容であります。繰返しになりますが、基本的には単年度ということで、平成28年度に裁判が継続するということは27年度当初時点では当然であります。想定をしておりませんでした。しかしながら、今般、先

ほど申しあげましたように、28年度に継続するということになりましたので、こういった契約、当初、結んではおりましたが、残余の額を繰り越して使わせていただきたいということとであります。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まったくおかしな説明でありまして、着手金、この契約書の記以降の着手金であります。通常は支払ではなく、タイムチャージ的な方法を取り入れ、総額200万円を限度とすると。そして、平成27年度分以降、一年ごとに50万円を支払う契約であります。それをここで約束しているわけでありまして。法律の専門家の意見によりますと、つまりこの契約書によると、平成27年度以降、一年ごと50万とされ、4年度にまたがることにある。この一年度50万とする根拠も、はたして必ずしも明確ではない。さらには、200万として議決したものであれば、本契約からすれば、次年度以降の支出も含めたものとして単年度主義に反する可能性がある。これを受けて、再三にわたって、県の監査部局、市町村財政担当の担当者、確認をしたところ、そのとおりでありましたが、それでも尚且つ、これによって、この支払い、債務負担行為は有効だと言われるのであれば、是非、根拠をお聞かせ願いたい。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 弁護士と相談をして、契約をさせていただいたところでありまして、そういった点、町の顧問弁護士でもありますので、当初おっしゃったその訴えとか、何とかということとはまったくないということと考えてございました。しかしながら、そういった文言等に不備があるということでご指摘をいただきますのであれば、弁護士と相談をして変更をさせていただきたいと思っております。その辺はご指摘をいただいた部分、弁護士と相談をさせていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） いや、あの、不備があるとか、ないとか言っているのではなくて、こういうその、我々はこの、これは地方自治法ですかね、に書いてあるものと、それから解釈を含めた、今読み上げましたものは凡例でありまして、そういったものからして、弁護士と相談する余地などないのではないですかと。ですから、今お答えできるのではないですかと申し上げております。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。いわゆる継続費というのは、議員ご存知のように複数年度にまたがって事業を、あらかじめ執行しなければいけないということがわかる場合にやっております。最近では、最近でもないですが、只見小学校の建設事業は継続費の議決をいただいて、最初から2ヶ年でやりますということはあらかじめわかってましたので、それでやりました。それで中間検査をやってもらって、そしてお支払いして、また2年度目にやると、それが継続費の取り扱い。ですから、基本的には大規模なプロジェクト事業の場合に使われることが多いというふうに承知してます。ですから、最近はその、債務負担行為というのは、当然、将来に対する負担を担うわけですから、債務負担行為っていった場合も二つありますけど、将来に対する負担を担って、それは単年度主義ですから単年度でやる。どうしても単年度内にできないときに、特に最近では災害復旧の時には議会の議決をいただいて翌年度やるということですから、そういうことなんで、今ここでその、手続きのこと、我々は合法的だということで、総務課のほうで総務課長が説明しておりますので、ここで、それがあの、我々もそういった指導に則っているいろいろやっておりますけど、それが合法か、否か、適切かどうかという、そこら辺の話になってしまって、ここで今議員も、だいぶあの、時間がなくなったということでご心配なさっているようですが、ここでその話を長くなさっても、僭越ですが、いかがなものかなというふうに思いますので、やっぱりその辺のことは、いろいろ、またこの後の審議の中でいただくとして、我々としてはこれは合法的なものだなということで提案して、弁護士委託料についてはすでに議決をいただいたものでございますので、裁判の推移によって単年度に終わるものというふうに思っておったものが、単年度に結果として終わらない見込みなので繰越しますということでもありますので、尚いろいろ意見いただいたことはしっかりと受け止めて検討してまいります。この場面でまた深く話をされても、せっかくの時間でもございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） これ、だめなものはだめなんで、申しあげましたように、お互い、町民同士の争いの中で、もう一回確認しなんねえよの契約書を作られる。譲歩すれば。しかし、この契約書は端的に、27年度以降の支出を見込んだ契約に表現されています。何と言ったって。これについては単年度主義に違反しておりますから、もっと言えば、その助言を受けた監査事務局なり、市町村財政課の意見を借りれば、こういった問題については、当初に債務負担行為を起こすべきであると、こういう見解でしたよ。私はこれ以上の答えはな

いで、もう一度、どこかの場面でお答えいただくという機会はなくて結構であります。そういう意味でありますから、ここで町長の見解があなたがたの意見であるとすれば、それは町長の見解として、ああそうかと、裁判沙汰起こしても仕方のない話ですので。私も、総務課長も、総合政策課長も、かつての同僚でありますから、その辺は言ってることはおわかりになると思います。重ねてお伺いします。それではこのことについては、この契約書が限りなく支出不可能であるということを申し上げました。このことは今申し上げたことによって確認をしておきます。それから、この契約書は合法的に作られたもので大丈夫ですと言われたことは、ここで確認をしておきます。議場は戦場でありますから、ちょっと待ってくださいはありませんので、今確認できる分は、このように確認するが、それでよろしいでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 弁護士と協議をして作らせていただきましたので、そのように考えてはございました。主旨についても今ほど総合政策課長が申し上げたとおりであります。しかしながら、そういったことで何等かの不備ということでご指導いただく分があるとすれば、早急に弁護士と協議をして、その分、解消するような手立てを講じたいと考えます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） そんな安全弁をいまさら聞かせようたって、これ、4月21日に、財務規則によれば、契約してますから、契約と同時に負担行為を起こしてますね。起こすということは債務を背負うわけですよ。つまり、200万円分を後年度負担するわけですから、その時点で弁護士の協議も何もないんじゃないですか。それはそのように考えますので、立場が違いますから、このような言い方になります。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） すみません。内容が予算審議のような内容になってきたなと思ってますので、3月補正予算の中で繰越明許費提案してますので、その中でまたいろいろいただければありがたいなというふうに思っています。そういったことで、僭越ですけど、よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 実は私のその、予算審議の中のものを、一般質問の中ですることについては非常に懸念を持っておりまして、一応、議長にも問い合わせ、この質問の内容につ

いては、予算の内容ではなく、契約書、すでに取り交わしてしまった契約書。これについて有効か、有効でないかということをお願いしております。ですから、同じことを、後日か、後後日か、予算審議の場になれば、また申し上げますので、その際は予算の審議としてお聞き願いたいと思います。今回は一般質問として、この契約書が、この契約書のとおり金を払っていいのか。それをお伺いしているだけであります。そういうことでこの件については終わって、次の振興計画です。

第七次振興計画の核心は何かということではありますが、前年より弱いというその根拠であります。前年はこの、これ、前年であります。私も在職しておりました。この中で非常に難解なことを、この第六次振興計画の基礎的考え方としておるのは、住民自治と団体自治との関係、つまりそれが協働していけば、必ず良い世の中になるよということを進んできて、そして地区センター、現振興センター等がでたんだなというふうに思っています。どうも、これを受け継いだ、六次を七次に受け継いだと言われても、この前篇をいわゆる住民との協働という形で作られておりますから、このことについて、非常にページ数も少ないし、今回のものは。それで確認したいんですが、町長に確認したいんですよ。どうもその、町長、自ら答弁されない部分が多いので、本当にひとつひとつの質問に対して理解されないんでないかというふうに懸念をする場面があります。余計なことですが、前町長の答弁時間が全体の3分の2だとすると、今の町長は全体の3分の1程度だと。あとはほかの方がおっしゃられているので、皆さん、本気で質問しておるこの質問について理解されているのかなと、疑わしく思っているものであります。大変失礼申し上げました。聞きたいのは、住民協働ということは、具体的にその定義、その当局で考えておられる住民協働の定義というのはどういうものなのか。共通認識をしておきたいと思っておりますので、是非、お伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 住民協働というのが、少し後退したんじゃないかなというお話でしたが、それはあの、項目立てが少し、順番が、第六次振興計画は

○7番（酒井右一君） 住民協働の定義をお伺いします。

○町長（目黒吉久君） 定義ですか。住民協働ですか。

住民協働ですから、住民同士がひとつの地域課題のことを、それぞれ、主体性を持って課題を整理し、把握し、責任と実効性を持って取り組んでいくことだろうと思います。協働も住民との、住民同士の協働もありますし、住民と行政との協働もあるでしょうし、いろいろ

あろうと思いますが、協働ですから、ひとつの一緒になって、共に共通の認識を持って課題解決に向かって取り組んでいくということだろうと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） これについて、つまり第七次振興計画の趣旨を、誰か補助、町長の補助をして、答弁される方、いらっしやいませんか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） その考え方は第六次振興計画の中ではっきり、ゴシック体で書いてありまして、協働っていうと一緒に働くだということですが、それぞれの立場や環境、価値観の違いを理解しつつ、同じ目的に向かってそれぞれが自立して課題を解決していくということです。ということをはっきり、六次振興計画の中では書かせていただいております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まったく申し訳ないと思うんですが、在職中の計画書なものですから、これにはあの、実は地方自治の本旨という部分があって、住民自治と団体自治がまさに、誰かおっしやいました、車の両輪のようになって地域を動かしていくと。それ相応に地域住民の方が自治区をつくって地域の中の地方分権であると。端的に言えば。それは団体自治である首長さんと対等なんだと。区は支配されないし、あるいはNPOは支配されないし、対等にものを考えて、ものをつくっていくということでもあります。それが実行されてきたかどうかを、評価するということで、先般の第七次計画にあたって、第六次計画について、どのように評価したかと聞いたところ、新計画の5ページを読み上げていただきましたが、この時は、時間が制限されておりまして、さらに質問することができませんでした。評価、点検をされておると。そして、第七次の計画にきたんだと、こうおっしゃるわけですが、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 六次振興計画の評価が十分できたとは思っておりません。十分できたとは思っていない中で、特筆すべきものを前回申し上げたつもりでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 十分できたとは思っていらっしやらないということが町長の答弁でありますので、さらにお伺いしますが、あの5ページ、第七次振興計画の5ページであります

が、ここに書いてあることはまさに今の説明員の答弁のとおり、それを踏襲しながらやっ  
ていこうという中でありますので、いちいち点検をされたかどうかという確認はいいんですけ  
れども、ただ、行政評価ですとか、そういった、やってきた政策に掲げたものに対する効果、  
実績を評価していくのは当たり前だと思います。そういったことを具体的に評価されました  
かということをお聞きしたいのですが、この計画書の行政評価の手順に基づく評  
価をされましたかどうかお伺いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） これ、七次振興計画を策定するにあたっては、六次振興計画  
の評価のことが話に出ました。したがって、第七次振興計画に向かっては、この客観的  
な数値で示せる事柄ばかりでもありません。ですから、計画づくりに参画した人が、どれだ  
け納得感というか、そういったものを確認できるかということで、評価者を七次振興計画で  
は同じ計画を作った専門部会にしようということで、4ページにP D C Aってありますけど  
も、計画を作って、実行しますが、評価者、チェック者を専門部会。そしてその後の見直し  
を審議会ということで、参画した人にしようということの改善を図った七次振興計画にしよ  
うというふうにしております。

○議長（齋藤邦夫君） 酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 時間がないので、二ついっぺんに申し上げます。

一つは、この第六次振興計画の中に、策定に関わった方達が、その進行状況についてチェ  
ックできる、あるいは意見を挟めるといったようなことができると、こう書いてありますが、  
この進行に関わった方々がその後、この第六次振興計画の内容について、そういった評価に  
関わったかどうか。関わったのであれば何回関わられたのか。要するに、我々、審議時間が  
ないんですよ。これ。あまりにも審議時間が短くて。なんで聞いております。

二つ目ですが、ちょっと見たところ、細かい話ですけども、この中には集落担当制、職員  
による集落担当制をやっていくんだということで、これは現実にその、具体的手法までやっ  
たはずですよ。これはどうなってしまったのか。それから住民自治基本条例の検討とありませ  
んが、この検討はされたのか。あるいは毎日、配食サービスをする体制を整備する。地域課題  
解決に対応する地区センターへの住民税一定割合の予算確保。こういったものがあがって  
いますが、できなければできないでいいんですよ。簡単にできると思ってませんから。ただ1  
0年やったわけですから。どのような検討をされたのかもわからないので、これを次の議会



に議決すると言われても、検証もされている実態も分からない。そのやっていることがわからない。やったこともわからない。何もわからない中では議会としても非常に無責任な議決になりますから、大変申し訳ないですが、これをいただいた時期が遅いんですね。そのために、見ているような感じです。深く。なんで、その辺をお伺いします。二つと言いました。ですから、最初の一つと、あとの1項目だけで結構です。お答え願います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 本来あの、町のマスタープラン最上位にくる振興計画というのは、従前は地方自治法の中で定めてあったと。それが地方自治法が改正になって、地方自治法の中ではその定めるということがなくなりました。ですが、只見町の場合は議会基本条例の中で定めた。ですから、今回は議会基本条例に基づいて提案していると。本来その対象の部分は基本構想の部分であります。ですから、基本計画のところでどうしても目がいくのは当然だと思いますけど、基本計画の個別の話はそれはそれで結構なんですけど、やっぱり基本構想のところが本来、議決対象だと思ってますから、その点のところでもいろいろご意見をいただくのが、尚、ありがたいと思ってます。

あとは、またまた僭越ですけど、議会議員の方々、それこそ、我々もいろいろ多くの人の意見聞くように努めてはおりますが、尚、それ以上にいろんな方々の意見や状況を見ていらっしゃると思います。そして、町のことに對して、将来を憂いて、心を砕いて、日々、議員活動に努めていらっしゃると思いますから、それが今、提案が遅かったからそれがわかんないというような言い方ですと、決して、そういう意味でないと思いますが、我々、単純に聞いてしまうと、提案が遅くなったために、町のことがわかんないというふうに受けとられかねないようなご発言だったのかなと。失礼ですが、思いましたんで、議員の方々、その辺のことは十分おわかりのうえでいろいろやってらっしゃるんで、我々はその辺のことは、たしかに十分な時間とは申し上げませんが、是非その辺の意をくみ取っていただきまして、我々もさらに反省して努力してまいりますので、どうかよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

○7番（酒井右一君） 聞いたことでねえよ。聞いたのは、策定委員の評価したのか。

○議長（齋藤邦夫君） 策定の評価のことについて、という、

○7番（酒井右一君） ここに関わった方々が、これを評価すると書いてありますから、それをされたかどうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 第七次振興計画においては専門部会員と審議会の委員が評価をしましようという計画にしています。六次の時には、そういった考え方がないままに評価をするということを言っておりましたので、その評価が十分できてませんということで、その反省に立って、具体的に評価する人を誰だということを七次振興計画の中では特定して、専門部会員と審議会委員でやるというふうに、その反省のもとに付け加えたということです。

○7番（酒井右一君） やってないということだから。

その次、二つ目。二つ目。これ、時間が無駄なんだよな。1回言って、また言わんなんねえ。止めてくれ。時間。二つ目はどうしましたか。忘れました。二つ目。

○議長（齋藤邦夫君） 酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 当時から大きな目玉でありまして、半ば、道半ばではありましたが、スタートしました。地区センターです。地区センターを住民自治の拠点にして、そこで集落担当制をカバーしていくということでありましたけれども、その後、集落担当制を検討して実施していくというのが私の承知する範囲です。ですから、現時点において、集落担当制度というものを、必要性をいまさらここで言う気はありません。当時、十分しましたので。ですから、この集落担当制を今、実施されているのか。されていなければ、何故、実施されていないのか。今までの途中で終わってしまっているのか。その辺を二つ目としてお伺いいたしました。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 忘れてすみませんでした。

集落担当制については前町長時代、私も庁議に出席しておりましたが、集落担当制の話がありました。結果として、集落担当制を導入するに至りませんでした。その経過としては議員おわかりのように、職員の中でも区のいろんな役員もやっていると。負担がいろいろあるという、それが本来の集落担当制の意味ではないということは承知してはいますが、そういう意見もありました。そして、結果として集落担当制が導入されていない。その後につきましては、今度あの、地区センターを振興センターというふうに、看板の架け替えだけでなく、集落づくり、地域づくりの拠点だということをはっきり明文化していれました。それです。そしてあと集落支援員ということで、今は名称がちょっと出てきませんが、その集落支援をしていくための委員の方を、非常勤ですけどお願いしてやっていると。ですからこ

れをさらに七次計画では、それを今度、主役ということで、権限移譲も含む、住民の人を主役にした権限移譲を含むものにしていきたいというふうにバージョンアップさせてもらったつもりです。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） まさにその辺は同僚として、共通な意識だと、認識だと思います。

それである、つまり、振興センターと名前が変わった、実質的に変わったわけですから、その振興センターにおいて、その住民自治を促進させる手法として、具体的に今、この第七次計画にあるこのP D C Aですか。このサイクルに当てはめられる集落づくりとしては何をされておるのか。というのは、例えば、振興センターの人員配置を見ても、なかなか仕事のできる体制ではないなど。只見のセンターを見れば、建物を造るものを請け負ってみたり、それからあの、なんだか発電機のメンテナンスや管理の、掃除まで請け負ってみたり、そんなことをして、はたしてその、振興センターっていうのか、今。その振興センターで、住民自治の拠点として、スーパーマンのような働きができるものか。これ、人事配置も含めて、もう一度確認したいんであります。地区センターは地域づくりという課題に対して、P D C Aって書いてありますから、このP D C Aに当てはめたら、どのような活動をされているのか。一つ。

それから、二つ目。地区センターのマンパワーとして、これでいいのかということが二つ目であります。お答え願います。

○議長（齋藤邦夫君） 明和振興センター長。

○明和振興センター長（横田雅則君） 明和の例で申し上げたいと思います。明和、今、4名という形で行っておりますけれども、計画的には28年度からは各集落についても、人口ビジョンですとか、そちらのほうの関係を導入して、より身近なところでそういうものを実感して、各集落でやったり、また地区でやっていくような計画づくりに進んでいきたいと思っております。

○7番（酒井右一君） D O。それはP L A Nだぞ。D Oは何だ。

○議長（齋藤邦夫君） 朝日地区センター長。

D Oはねえ、ちゅうことだべ。

○朝日振興センター長（五十嵐一彦君） 朝日振興センターです。

今ほどあの、明和振興センター長おっしゃったように、計画のほう、今、お話したと思

ます。DOにつきましては、それぞれあの、動ける人、これが一番大事だと思うんですけども、今までの集落支援員ですとか、そういう方が具体的に集落の中に入って、様々な実態を把握してくるといものがDになるのかなというふうに思っております。チェックなんですけども、このチェックにつきましては、やはりあの、集落の代表の方、もしくは集落である程度、区の役員をやってらっしゃる方。そういう方と話し合いをしながら、問題点の掘り下げと、あとその辺で調整が取れるのかどうか。その辺をチェックするのがCになるのかと。最終的なアクションというものにつきましては、やはりあの、集落での問題。必ずこれは出てくると思います。その問題が出てきた分をどのような形で解決していけるのか。その場合にはお金がかかるのか。かからないのか。そういうものを全て把握して、時間かかるかもしれませんが、その後の次年度以降、予算が必要であれば、そちらのほうで具体的な内容で予算は計上していくというような形で考えているということになります。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 只見地区センター長。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センターでは、まだ2年目なんですけども、年に2回、運営審議会というものを開催していきまして、こちらのほう、委員6名いらっやいます。前年度の計画の中間状況を委員にお諮りするとともに、翌年度の事業計画について、実績を基に説明し、こういった計画で次年度は実施していきたいということでいろいろ情報を伝えて、審議していただいております。その間には各集落区長さんや、その他の町民の方など意見を聞きながら、計画を立てて実行しております。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これで、

○7番（酒井右一君） 最後、まだいただいております。

マンパワーとしてどうなんですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） マンパワーにつきましては、なかなか、正直言って、振興センター中心とした地域づくり、住民の方々との協働の取り組みについても万全だというふうには思っておりません。それはあの、人数だけの問題でもありませんし、きちっとやっぱり地域課題の流れの中で、今何が求められているのか。やっていかなきゃいけないのか。本当に今あの、やはりきめ細やかなということになると、住民主体を大事にしていかなきゃいけない。その

関わり合い性を大切にしながら、事業に取り組んでいける。一緒に仕事をやっていこうという、そういう想いを持った、やはり職員であり、且つ又、それに、マンパワー的に足りないというようなことも、それはあの、なかなかそうは言いましても、実際問題、なかなか、配置のこともできない面もありますけれども、いろいろと今、振興センターのほうも、地域づくり協力員もまた、公募、何回もかけたりしながら、必要な、課題に応じては必要なマンパワーを獲得してやっていこうとしているわけでありますから、そういったことも踏まえながら、議員がおっしゃるような地域課題に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○7番（酒井右一君） 発電機と建物までやらせて、という話をどうするのか。そのマンパワーの中で触れてない。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） （マイクなしのため聴き取り不能） …そういった中での活用や利用を共に考えながら、やることにおいての自然環境なり、只見らしきなり、自然エネルギーなりの対する喚起を図れるような行動に、そういった行動を通しながら、喚起できるという意味では、振興センターのひとつの役割、仕事の一助と捉えても私は大丈夫、いいんではないかなというふうに思っております。

○7番（酒井右一君） 大変、お役目でありました。

ありがとうございました。

失礼をいたしました。

○議長（齋藤邦夫君） これで、7番、酒井右一君の一般質問は終了いたしました。

以上で、一般質問は全て終了いたしました。

ここで、暫時、休議いたします。

3時半から会議を開会しますので、よろしく申し上げます。

休憩 午後3時13分

再開 午後3時30分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、引き続き会議を開きます。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第3号 只見町行政不服審査会条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○総務課長（新國元久君） それでは、議案第3号 只見町行政不服審査会条例についてご説明を申し上げます。

今般の条例提案であります。国の法律であります行政不服審査法の改正によるものであります。

行政不服審査法であります。昭和37年に制定以来、ほとんど改定はありませんでした。それが今般、抜本的な改定、改正がございました。時代に即した抜本的な見直しであります。

概要を資料に基づいて申し上げます。

国や地方、公共団体などの行政庁による行政処分に関し、不服を申し立てる制度であります。公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から改正が行われました。今年の4月1日に施行となる予定であります。1番としまして、公正性の向上。審理員による審査手続、第三者機関への顧問手続を導入するということでもあります。これが今回、審査会条例をお願いをすることになるものであります。そして、大きな2番目として使いやすさの向上ということで、不服申立て、審査を請求することができる期間であります。従前の60日から3ヵ月間に延長になるということ。そして不服申立てという文言であります。これを審査請求ということに一元化するというものであります。その下に絵がございます。改正前、改正後ということではありますが、処分した課等ということではありますが、これは情報公開の条例でありますとか、そういったもの等々に基づいて決定をした。これが処分をしたということになります。これをしまして、それにつきまして異議申し立てをなされたということになります。従前ですと、今現在ですが、審査する課等で、これが実際、決定を下した課ということになります。そこで審理をして決定をするということになります。今年

の4月1日以降はその間、その審査の方法で、決定をした課でなくて別な課で、役場の場合ですと審査をするということになります。そして、その結果に基づいて第三者機関を設けまして、そこに諮問し答申をする。その結果に基づいて裁定の結果を審査請求人にお伝えをするということになります。これによりますその第三者機関の設置ということでの今回の条例提案であります。

今度は条例に戻りますが、第1条として趣旨がございます。行政不服審査法に基づいて、その審査会の設置、組織運営について必要なことを定めるんだということが謳ってございます。設置であります、町はこの法に基づく不服申立て、審査請求が行われましたときにはこの審査会を設置するという。そしてその審査が終わった時には廃止ということの規定であります。組織として委員は5人以内をもって組織。委員は審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつまた法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱するということになっております。そのほか守秘義務。あとは政治的団体の役員となることの積極的活動の制限等が記載してございます。5番。第5条としまして、会長。会長の役割。委員の互選によって選出される。会務を総理し、審査会を代表する。事故ある場合には指名する委員がその職務を代理するとあります。会議。第6条としまして会議。審査会の会議、会長が招集して、議長が会長ということ等々。あとは半数以上の出席で会議を開くことができる。審査会の議事は出席委員の過半数をもって決するということ等々の記載がございます。これにつきまして、次ページの附則であります、法施行の日、平成28年4月1日、今度の4月1日であります、ここから施行させていただきたいというものであります。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第3号 只見町行政不服審査会条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご説明を申し上げます。

これにつきましても、ただ今ご説明を申し上げました国の法律であります行政不服審査法の改正に伴う町関係条例の整理に関するものであります。具体的には各条例、ここで7条例の文言の整理をさせていただきたいものであります。第1条でご説明を申し上げますが、税条例のうち第18条の2第1項中、不服申し立てを審査請求に改める等々の改正を第2条、只見町行政手続条例の一部改正から第7条であります。只見町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正まで、この条例によりまして法に基づく文言等の整理、7条例分をさせていただきたいものであります。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第4号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第5号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第5号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

この条例は、県の、福島県の人事委員の人事委員会の勧告に基づいて実施をさせていただく条例改正であります。県と同様であります。

任期付職員のうち、高度な識見等を有する、すみません、専門的な知識経験又は識見を有する者の方の給与月額を改正するものであります。全段階におきまして1,000円ずつの増額となっております。併せまして、期末手当について、年間の月数を0.05月増させていただきたいものであります。繰り返しになりますが、県の人事委員会の勧告に基づくものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第5号 只見町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、議案第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第6号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

これにつきましては、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律という法律がございまして、これが施行されます。福島県もこれに基づきまして、県議会議員等の議員報酬、期末手当の条例であります。期末手当について、年間0.05月のアップの改正をするという内容であります。具体的には6月分で0.025、12月分で0.025月ということになりますが、平成27年度につきましては平成27年4月1日への遡及適用でありますので、今般、議決をいただいた後に関係予算等議決をいただければ、速やかに執行させていただきたい内容のものであります。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論ですか。何ですか。

○4番（山岸フミ子君） 反対討論をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 反対討論をお願いします。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 議員報酬の値上げということですが、只見町の議員報酬は近隣町村と比べて低いということは重々承知しております。ですが、消費税、それから年金の目減りなど、高齢者、年金暮らしの方、町民は生活が大変と聞いております。町民の暮らし優先と考えることから、私はこの条例に反対いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） この件については、総務委員会に相談、総務課長が来て、説明された時に申しあげましたけれども、私は賛成の立場で申しあげますが、今、郡内では勿論、桜枝岐より低いわけです。今回は報酬でなくて期末手当の増額なのかなというふうに先般は受け止めておりましたが、給与か。給与の場合ですと審査委員会にかけて提案されると思うんで、審査委員会かけて提案されたのかどうかわかりませんが、私はあの、当時、15・6年前、この改正があった時に、2,000円を上がることになったたんですよ。2,000円。給料。報酬というよりも歳費っていうんだよ。議員は。その歳費の2,000円上げることによって、議員は自分達で決めて上げたのかという町民の批判はあるだろうということで上げなかったんです。それからずっと上げないで今日に至ったわけですけども、やっぱり退職をするとき、今はあの、退職金も年金制度もありませんけれども、大きくそのことを、影響したもんで、当時、反対した立場で、今残っている議員が私一人なものですから、お詫びとあれを申しあげて、そんな発言をしたわけですけど、私はこの、今回の提案については賛成であります。いろいろ理由はありますけれども、先ほど申しあげたとおりでありま

す。賛成の立場で申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。討論。

ありません。

これで討論を終わります。

採決を行います。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

これに賛成の方の起立を求めます。

[賛成多数]

○議長（齋藤邦夫君） 賛成多数です。

よって、原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第6、議案第7号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第7号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今般の条例改正も先ほど議決をいただきました議会議員の方の条例改正と同じ内容であります。町長、副町長、教育長の期末手当について、6月及び12月について、0.025月分ずつ増という内容であります。これも議員の方と同じであります。平成27年分につきましては4月に遡及ということでありまして、12月に0.05月を乗せるということになります。執行にあたっては予算議決の後に速やかに執行させていただきたいものであります。以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

反対の討論ですか。

○4番（山岸フミ子君） 反対討論をいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

反対の討論を許します。

○4番（山岸フミ子君） 議案第5号の、5号じゃないです。すみません。議案第6号の、

○議長（齋藤邦夫君） 7号です。

○4番（山岸フミ子君） その前の、6号と同じ理由で反対いたします。簡潔に申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで討論を終わります。

これから町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、議案第8号 教育長の給与・勤務時間その他の勤

務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第8号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

まずあの、条例名であります。後段のほう、廃止する条例の一部を改正する条例ということで、現在、廃止ということで議決をいただいた条例を改正させていただきたいものがあります。これにつきましては、先ほど第7号で町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ということでお願いを申し上げました。その段に、ここの条例に含まれます特別職等ではありますが、町長、副町長、教育長というふうに申し上げました。つきましては、これあの、過日、21年ぐらい前に議決をいただいた内容であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律という法律がございまして、これの施行に伴いまして、従来、今ご提案させていただいております教育長。この教育長から議案第7号に該当する教育長になったということでこの条例を廃止をさせていただいたものであります。しかしながら、現在、この、いわゆる今申し上げました廃止条例。現教育長の給与・勤務時間、その他の勤務時間に関する条例を廃止する条例によります教育長、まだ只見町では在任してございます。つきましては、その部分につきまして、この廃止条例の中で期末手当等の率が定められてございますので、これを改正をさせていただきたいという内容であります。改正の内容につきましては、議会議員の皆様、町長等と全く同じでありまして、6月及び12月の期末手当につきまして0.025月分ずつ増とさせていただきたいものであります。施行等の関係につきましても同様であります。平成27年4月1日からの施行とさせていただきたいという内容。その後の執行についても前段の2条例と同様の内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

質疑ですか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） すみません。ちょっとあの、聞き違えたかもしれませんが、施行期日について確認したいんですが、施行期日はこの書面でいいんでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 施行期日は12月1日ということであります。12月1日が施行期日ではありますが、4月に遡及してという前段の内容であります。ただ、4月に遡及といいましても、今年分は12月1日で、12月分を0.05月にさせていただきます。それで来年からは6月で0.025、12月で0.025ということであります。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「討論」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

反対ですか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 反対討論の理由は前段の7号と同じです。

○議長（齋藤邦夫君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

ほかに討論ありませんか。

これで討論を終わります。

これから教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成多数〕

○議長（齋藤邦夫君） 起立多数です。

よって、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第8、議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 資料配付させていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

ただ今、資料を配付をさせていただきました。職員の給与等に関する報告・勧告の概要ということで、平成27年10月6日付の福島県人事委員会の資料でございます。その下であります。本年の報告・勧告のポイントということで、職員の給与に関する報告・勧告であります。民間との格差0.17パーセントを埋めるため、若年層に重点を置きつつ全ての号給を引上げ。特別給であります。期末・勤勉手当を引き上げまして、0.1月分、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分をするという内容でございます。その下であります。民間給与との比較ということで、1番としまして、職員給与月額、民間給与月額等の差。記載をさせていただきます。格差632円。これが0.17パーセント分ということであります。特別給につきましてはボーナス4.05月分でありましたが、民間は4.16。差は0.11月でありました。これを是正をするという内容でございます。その下、給与の改定等ということで、月例給につきましては給料表、若年層に重点を置きつつ全ての号給について引き上げ。平均改定率は0.3パーセントであります。それで大きな、(2)番ですね、特別給ということで期末・勤勉手当。27年度の6月期、そして12月期合計ということであります。実態としましては、6月期と12月期の勤勉手当に0.05月分ずつ上乘せをするということになります。しかしながら、平成27年度に関しましては、12月分に0.1月分を加える。しかしながらそれを28年度以降は今申し上げましたように、6月・12月に0.05



月ずつにするという内容でございます。実施時期であります、月例給につきましては27年4月1日。特別給は27年12月1日。これあの、先ほど7番議員からご質問がありました。12月1日にしまして、12月分を今年度は12月分のみ。来年度はそれを6月と12月に配分するという内容になります。

それで、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をご提案を差し上げました。併せて地方公務員法等の改正がございまして、等級別基準職務表を定めるようにという法の改正がございましたので、後段のほう、一番最後のページの前のページに別表第4ということで第4条関係。行政職給料表、医療職給料表1表、医療職給料表2表等の定めをさせていただいてございます。よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番、石橋明日香君。

○10番（石橋明日香君） 民間企業との格差ってあるんですけども、これ、県内の一部の規模の企業を対象にした調査なのかなと思うんですけど、この町内においては、この格差って逆にマイナスに働くんじゃないかなっていうイメージが強くて、実際、そのあたりの調査、どうされているのか。町内企業との給与格差っていうのを、もし調べられていたとしたら教えていただきたいのと、私の実感としては、役場職員以上に給与を貰っている町内企業に働く人はほとんどいないんじゃないかなというふうに思っているんですけども、そのあたりの実情を教えてください。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（新國元久君） まず1点であります、町内の実態を調べているかということでございますが、現実にあの、町といたしまして調査・分析をするということがかないませんので、法で定められておりますとおりであります、公平委員会に、県の公平委員会をお願いをしております。県の公平委員会と申しますのは福島県人事委員会の一部でありまして、そういった機能をもっている組織に委託をさせていただいているということであります。ご質問にあります町独自の町内の調査は実施はしてございません。

あと2点目であります。役場職員以上の給与をもらっている方は少ないのではないかとということでありますが、具に、これも町内の実態調査をしている状況ではありませんが、大変厳しい状況であろうなということは想像はしてございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第9、議案第10号 只見町高齢者等福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第10号 只見町高齢者等福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を説明いたします。

一番の目的は、今までこの基金は果実運用型の基金でございました。原資に手を付けることは第5条によってできないことになっておりました。第5条は設置目的に関する事業に関して必要があり、収益金を取り崩す場合を除き、これを取り崩してはならないと。収益金というのは利息です。利息しか取り崩しはできないというふうになっておりましたが、これがあの、昨年の決算特別委員会並びに監査委員。そして最近の低金利の運用益の縮小等々の理由から検討をいたしまして、果実運用型基金から取り崩し型基金への見直しを図りたいとす

るものでございます。したがいまして、高齢者等福祉基金は現在の果実運用型収益利息のみから元金のほうも必要があれば、議会の議決を経て取り崩しができるという基金に改めたいとするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第10号 只見町高齢者等福祉基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、議案第11号 うつくしい只見町の風景を守り育てる基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第11号 うつくしい只見町の風景を守り育てる基金条例の一部を改正する条例を説明いたします。

これもあの、前議案の高齢者福祉同様に、果実運用型の基金でございましたが、これを改めて、元金も取り崩しできるようにしたいということで、理由は先ほど申し上げました、と同じ理由でございます。よろしくをお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号 うつくしい只見町の風景を守り育てる基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第11、議案第12号 只見町震災復興基金条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第12号 只見町震災復興基金条例を廃止する条例を説明いたします。

これはあの、福島県が市町村復興支援交付金事業ということで、平成23年度に福島県からの交付金により基金を造成したものでございます。これにつきまして、今般、初期の目的によります事業が遂行されて基金がゼロになるという見込みによりまして、今般、この基金条例を廃止したいとするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号 只見町震災復興基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第12、議案第13号 只見町ブランド・イメージ回復支援交付金基金条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第13号 只見町ブランド・イメージ回復支援交付金基

金条例を廃止する条例を説明いたします。

これは平成24年度に福島県からの交付金を交付されまして、これは福島県のブランド・イメージを回復するための支援市町村交付金事業でございました。そのための基金を交付されたものを基金の財源として今までやってきましたが、この初期の目的を達成したために基金残高もゼロになる見込みでございますので、今般、今基金条例を廃止したいとするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第13号 只見町ブランド・イメージ回復支援交付金基金条例を廃止する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第13、議案第14号 只見ダム影響緩和対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 議案第14号 只見ダム影響緩和対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を説明いたします。

これはあの、昭和59年の3月におきまして条例の議決をいただいたものでございます。この条例設置の目的は只見ダム建設に伴い、町が被る各種の影響を緩和し、地域振興を図るための地域対策事業を円滑且つ効果的に推進するため、地方自治法の規定に基づきまして本基金を設置したものでございます。これにつきましては、処分の制限といたしまして大きく三つございまして、一つは只見ダム建設による影響緩和のための地域対策事業に要する経費。それから総合的な地域振興のために実施することが必要となった大規模な建設事業に要する経費。最後、只見ダム公共関連補償事業に要する経費という、この三つのことについて基金を取り崩して使うことが許されておりました、それぞれ各事業につきまして、昭和59年から議会の議決をいただきまして執行してまいりました。その結果、28年3月31日をもって基金残高がなくなるということでございますので、初期の設置目的が達成されたということで、本基金条例を廃止したいとするものでございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 確認の意味で申し上げますけども、今、企画課長より説明ありましたけれども、基金は初期の目的を達成すれば廃止。これは廃止で結構なんですけども、この只見ダムの影響緩和基金というのは、先ほど三つおっしゃいましたけれども、2番目におっしゃった総合地域の事業対策はなかったんですよ。それが飯塚岩夫町長の時に、小沼元町長が企画課長の時、只見だけでなく、総合的に地域の振興対策として使えねえのかというようなことの文言を入れたわけでありましてけれども、それで、黒谷の万歳橋ですか。何橋っていうんだ。あれ。その橋の時、拡張される時は一切、工事は県でありましたけれども、長浜に引く水道の下さ敷設するのはその金を貸してくれということでありましたけれども、黒谷、あれ、明和までかというような話で、それは拒んだ結果、水道会計で払いましたけれども、払われた経過があります。そこで、この中学校、飯塚岩夫さんは昭和59年から63年までの4年間の中で、おそらくこの学校は、昭和61年か2年に建設されたものであります。それが若松の鈴木総合建設を南会元親方の岩夫さんが発注して工事が進められた時に、1億貸してくれと。貸すなら貸すとして、というようなことで、只見地区の議員が数回に亘って説

明を受けて貸した経過があります。その金、なしたのか、なさねえのか。基金台帳には残っておると思いますけれども、記憶によりますと、只見の簡水水路の嵩上げの時に、その1億借りてっから、それにいくらか充当したという記憶もありますし、只見の会計のほうでは影響緩和基金はありませんけれども、その金がなしてあるのか、ねえのか。機会があった時、確認してくれということでしたが、まさにその時の産業振興課長だったか、総務課長だったのか、馬場敏行君が、なんとか頼む、頼むと。私と三瓶良一君、それから、あれだったな、人数はわかんねえけれど、三瓶良一君中心にして6人、議員おったけども、随分それは拒んだんですけども、貸した記憶が間違いなくあります。基金支払受払台帳に記載されていると思うんだが、その辺を説明をいただきたいなというふうに思います。支払台帳あれば。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今おっしゃった、この建物ですが、只見中学校の改築事業ということで、62年度に2口で5,000万。その後また5,000万ということで、合計62年度中に1億円を取り崩し、只見中学校躯体改築事業に充当しております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 62年に2回に亘って、5,000・5,000の1億ということはわかりましたが、返す約束だったんだ。返すのであれば、いや、まだ何人も議員、生きてっから。それは自治の継承性なんていう言葉、使っていいのかわかりませんが、ただ、只見ダムを造る時、只見地区の事業をやるに影響緩和基金として4億か6億もらった記憶はありますけれども、ほとんど只見の簡水水路、あるいは只見町内の流雪溝に使ったのかなというふうに思いますが、私はその、返されねえ部分もあったのか。とにかく只見の簡水水路の嵩上げの時に町でその分として出したという記憶もありますので、その関係を確認され、精査されて、もう一回答弁をお願いします。返す約束で、返したのを、できたもの、はあ、誰もいねえ、なんて思ってもらっては困るから、そういう貸し借りは頭しいなけれども、ちゃんと覚えているんですよ。しっかりとやっぱりその辺は台帳に残った分を、説明をお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 只見用水の嵩上げにも使っておりますし、前道線にも、あと流雪溝にも様々使われておりますが、その後、62年度に只見中学校、ここの改築のために



1億円を取り崩したと。それが、その後年度に、その部分としてまた1億円、予算積立として基金に戻ったという記録はございませんので、そのままの使われ方になっております。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（鈴木 征君） そうであろうなというふうに考えられますけども、ここで議論はいたしませんけれども、目的を達成、やはり会社も貸したものはなして、そして台帳さ入れておくということであれば、私はこれ、廃止されることは望ましいんですけども、今、議員の各位もみんな聞いておられるわけですが、この建物に1億は貸したんですから。最初の5,000万・5,000万のあなは、たしかに嵩上げとかに使ったと言われれば、そうでしょうけれども、1億貸したものは、やっぱり只見の影響緩和基金さ返してもらおうというのが筋であろうなというふうに思いますが、書いたものも、何も私は持ちません。まったく記憶だけで申し上げたんで、その辺も後で、確認されて、只見区の会計のほうとも話され、私はこの条例関係のあなを貰った時に、只見の区の会計、区长、副区长、菅家三雄君だれに、いろいろ、合わないんですけども、電話でどうなってんだと。いや、貸したんだから返してもらうなんねえあんだということだけしか言ってないんですけども、三瓶良一君だれに話はしなかったが、やっぱり私の記憶だけではあれだから、私のほうも確認しますが、なんとか町のほうでも確認させていただければありがたいなというふうに思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） この基金につきましては、この只見中学校1億ですし、あと4,300万ほど、只見保育所に使っておりましたり、柴倉寄岩線だったり、要するにあの、いわゆる只見地区にしか使っておりません。用途を改めて確認しますが。ですから、朝日地区とか明和地区という話があったということも私も若干記憶はありますけども、現実的な使い方としては只見地区に使っているという記録になっております。ただ、今、議員がおっしゃったその、只見中学校に使った1億円を返すとか、どうとかという話は、大変申し訳ございませんが、30年近く前の話でございまして、そうは申しましても、そういった経過だったんだという11番議員のお話でございしますが、我々としては本当に心苦しい答弁になりますが、この1億円というのは只見中学校に使うんだということで、その後整理がなされて現在に至って、その会計処理といいますか、予算執行になっている整理でございまして、今おっしゃった点についてはあの、返すとか、このまま、この後返しますとか、そういったことはまた別の財源も必要になってきますので、担当課としてはこのままの状況で執行させて

いただいて、本基金条例を廃止させていただきたいと、そういった経過があったというお話は受け止めさせていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 確認をお願いしたいということ、まず一つ。私のところのあれも、確認しますが、大竹議員はこう言ったんですよ。銀行から金借りて、利子払うんだらば、あるあんだから、その、貸してやれやということも申されて、とにかく、なすんなら貸すべやということだけ記憶しております。以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今、どういうふうに答弁してよいか、苦慮しておりますが、少なくともそういったことに使うということで議会に基金条例の取り崩しの予算と、あとそれをどこに使うということで合わせた予算を当時、提案されて、それがあの、議会の了承がされて、それで執行がされて、基金がその分1億減っているという理解しておりますので、過去のそういった11番議員がおっしゃったことは尚、その、調べて記録をしてみることはやぶさかではありませんが、財政の会計上の整理としては当初説明させてもらったとおり、それが当時の議会として可決がなされ執行された。そして結果として今、さっき申し上げたように廃止の時期になったので廃止をさせていただきたいという立場には変わりございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 数回に亘って、只見の振興対策として、只見簡水の水路の嵩上げ等に使われているように、払い出しというか、支出をしているということであれば、私は今こう、思ったんだけど、1億の金は返せねえが、町単事業であれば、半分は水路のほうさ、1億かかれば5,000万出さんねんねえあなを、その5,000万を出して、そして、町、全額出して、その水路を完成させたというようなことも考えられるわけありますので、1億、チャラにするようなことはなかったのかなというふうに今思っって発言をするわけですから、よく精査して検討してみてください。お願いします。事業対応されたのかなというふうに今…

○議長（齋藤邦夫君） 環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 今、11番議員、只見水路とか、あと嵩上げとおっしゃいましたが、大赤沢地区でその只見水路の越水対策として2回ほど私が担当をいたしまして嵩上

げをしました。そして、あとは役場の裏の辺、後山ですか。あの辺の只見水路を3面の水路にして、そして下流の駅の裏、暗渠になってますけども、あれを土砂対策として暗渠にした記憶がございます。以上です。

[マイクなしで発言する者あり（聴き取り不能）]

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今、縷々あの、議員から今おっしゃっていただいたこと承って、ダム  
の建設による、やはりこの、それぞれ、影響というか、それは遡れば田子倉からも始まるん  
でしょうけれども、そういったダム建設における地域に与える影響に対して、いろんな角度  
からの考慮や心配をされてこういう基金を積み立てられて、そしてこの地域の民生、保育、  
教育といったような形の中で扱われてきた経過があるんだなということを今改めてまた議員  
の説明を受けて、私も改めてそういった想いで、歴史を今感じて、今思ったところござい  
ます。そういったことで、それぞれの今あの、総合政策課長申し上げましたように、おそら  
くそれぞれの課題に対して、議会との議決をいただきながら、たぶん、事業は執行されてき  
たということでありましょうから、経過はまた改めて整理させるとしましても、こういった  
基金の取り扱い、今般、提案したことに関しましては、こういった提案どおりにご理解をい  
ただいて、ご同意いただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 町長や、払い出しするにも、基金は目的あって積んで、使い出しも  
目的あって出しているんですよ。この1億円ということ、私申すのは、この昭和62年に、  
只見中学校、町長、飯塚岩夫さんの時に、1億を貸した記憶があるから、それを確認してい  
ただきたいなということである。それだけだ。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 30年前というと俺はわかりませんが、基金があったことはわかりま  
すが、公金である金を、1億円を、いわゆる借りる手続き、あるいは借入返済手続きがない  
まま、言ってみれば、何も書類が、公的書類が残ってねえっていうのは極めて不自然で、総  
務企画課長がおっしゃったように、基金というのは只見町が議決を経て創設したり、なくし  
たりするわけですし、使い道にしたって、これもまた議会の議決を経て使っておるわけであ  
ります。そこら辺、議決に瑕疵があったか、なかったかということは今わかりませんが、け  
れども、むしろその逆に、そういった公金を一般会計と基金の間で、いわゆる貸し借りがあ

ということを公にするうえで証明できるものがあれば、それはなさんなんねえが、ただ、そういうものがなくて、ただあの、よくわかりませんが、議員間のその話としての話ということになれば、これはその、それを証明するものがなければ、やっぱりこれは議決を経て使われた只見中学校に関する経費だと思っただけで、その辺は、うやむやに1億円なした、なさなかったという話を聞いたからには、単純な話としては、これ、議決しようたって、少し無理ではないですか。逆に言えばその、そういった公金のやりとりをした際に、必ず書類が残りますから、そういった書類があれば、これ完全にその、借りた・貸したという関係でしようが、なければ、こうして議会、そして決算も過ぎてきておりますから、おそらく議会が議決をして、只見中学校の原資として使われたというふうな理解をするのが素直に理解しやすいんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（齋藤邦夫君） 総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 今の件につきましては、私の立場としては今、7番議員がおっしゃったことと同じ理解に立っております。ただ、11番議員からそういったお話がありましたので、お話自体は受け止めて、調べることはやぶさかではありませんけども、ただ、手続き上は基金を崩して予算に充てるということを議会に予算提案、当時の方がされて可決された。そして、翌年度、決算認定もなされているということから考えれば、財政を預かる立場からすれば、これは7番議員おっしゃるような手続きを踏んでなされているものというふうに私は理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） それではお諮りいたしますけれども、今、記憶の中から11番議員が諸々おっしゃったわけでございますけれども、こういった件について、精査をしていただきまして、後日、それがあきらかになった場合には、それは議会に報告していただくことにいたしまして、今、7番議員がおっしゃったように、公的にそういった手続きをとって、現在に至っているわけでございますので、この議案についてはこのまま審議していいのかわかるかどうか。その辺をお諮りしたいと思います。お金がなくなってしまったということですから、基金の廃止は当然のことのわけですが。当局としてはそういうことでご提案なされたということでございます。

2番、藤田力君。

○2番（藤田 力君） 今、7番議員がおっしゃったことのように、やっぱり廃止は廃止でお進めいただいて、11番議員おっしゃったことについては、後で総合政策課長のほうで

ちっと調査していただいて報告してもらおう。これはこれで私は進めていただきたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これで質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第14号 只見ダム影響緩和対策事業基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第14、議案第15号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 町民生活課長。

○町民生活課長（馬場博美君） それでは、議案第15号 固定資産評価審査委員会条例の一

部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

総務課長のほうから説明もございました行政不服審査法が平成26年6月13日に公布されまして、併せて行政不服審査法施行令が平成27年11月26日に公布され、いずれも平成28年4月1日から施行されます。これにともないまして関係条例の整備を行う必要が生じたために固定資産審査評価委員会条例の一部を改正する内容となっております。

主な改正内容につきましては、条例に費用負担、手数料の規定を加えて、審査申出人が提出された書類等の写し、または書面の交付を求めた場合の作成に要する費用を審査申出人の負担となる内容となっております。手数料につきましては、複写、コピーに要する実費ということで白黒の片面1枚については20円。カラー片面1面について100円となる内容となっております。それに加えまして、手数料の減免規定も新たに加えさせていただいております。詳細につきましては配付しました新旧対照表のほうをご覧くださいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第15号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第16号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第15、議案第16号 只見町農業委員会の委員及び只見町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（星 一君） 議案第16号 只見町農業委員会の委員及び只見町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の内容についてご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、昨年9月に改正農業委員会法が公布されまして、本年4月1日から施行されるにあたりまして、農業委員の選出方法が改正、変更されることによりまして、今回新たに条例を制定するものであります。第2条に農業委員会の委員の定数ということで、11名ということを決めさせていただきたいというものと、第3条において、農地利用最適化推進委員の定数について8名と決めさせていただきたいという内容であります。附則におきまして4月1日から施行し、現在あります只見町農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例は同日廃止をしたいというものであります。

議案第16号資料のほうをご覧をいただきたいと思います。こちらについては両委員会のほうで説明をさせていただいておりますので、ポイントをご説明をさせていただきたいと思います。現行の定数でございますが、選挙委員が現状12名で条例で定めさせていただいております。推薦員については農業関係から各1名ずつ。議会からは法に基づいて4人以内ということでございますが、現在3名の委員を推薦いただいております。合計18名で現在組織されておりますが、今回の改正で推薦公募委員という形で基準においては法令では14名のところを11名に設定をしたいという内容であります。農地利用最適化推進委員。下のほうに記載のとおりであります。農地面積100ヘクタールに一人の割合ということで定められるということで、只見町の場合、826ヘクタールですので基準9名、端数分1名増になるわけですけれども、設定として8人にしたいという内容であります。

2枚目、資料2のほうをご覧いただきたいと思いますが、こちら、真ん中のあたりに農地利用最適化推進委員の担当区域ということで8名の区域割案ということで出させていただいてありますが、こちら、定数のほうを定めさせていただきましたらば、農業委員会と協議のうえ、このような予定で担当区域を設けさせていただきたいというものであります。農業委員につきましては、担当区域は、推薦公募の段階では特に区域割りでの募集公募という形にはなりませんけれども、結果的にはそのような形になるというようなことであります。

3枚目、資料3でございますが、今までお話をさせていただいたものが、左側が改正前、右側が改正後ということで定めさせていただくものであります。推薦公募は11人で議会の同意のうえで町長が任命をするということになります。委員の任期でございますが、現行委員の任期が28年8月11日まででございますので、今回、条例を定めさせていただいて、応募する委員については28年8月12日から3年間ということになります。農業委員会に必須業務として今まで許認可業務があった、農地法の許認可があったわけですけども、必須業務が加わるという内容であります。農地利用最適化推進委員については新規に設置ということになります。8名の定数を定めさせていただきましたらば、委嘱という形につきましては農業委員会が委嘱をするというような内容になります。主な業務でございますが、農地集積、遊休農地解消業務が必須業務で現場活動を行う委員ということになります。その後、推薦公募、いわゆる応募をとるわけでございますけれども、農業委員と農地利用最適化推進委員につきましては、両委員、重複して推薦応募をすることは可能ではありますが、最終的に兼務をすることはできないということになっておりまして、公募した中でその評価審査委員会のようなものを定めまして、それぞれ議会に提案する前に審査をして、その後、議会のほうに提案をするというような形になるということでございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第16号 只見町農業委員会の委員及び只見町農地利用最適化推進委員の定数に関する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第17号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第16、議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（新國元久君） 議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

中段であります。別表、農業委員会の委員の項の次に次のように加えるということで、ただ今、議決をいただきました農地利用最適化推進委員の報酬、年額であります。11万9,700円を加える。そして、本日、議案第3号で議決をいただきました只見町行政不服審査会委員。これについて日額5,700円を加える。さらにはその下であります。スクールソーシャルワーカーの報酬の額であります。3,000円を県単価に合わせまして3,500円に改めさせていただきたい。この3件の改正をお願いするものであります。よろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第17号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎延会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） ここでお諮りをいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定いたしました。

明日の会議は審議予定表のとおり、午前10時開会といたしますのでよろしくお願いいたします。

本日はこれにて延会します。

どうもご苦勞様でした。

（午後4時45分）